

2024年3月27日
北海道労働者福祉協議会

「2024年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」に対する
道の回答への評価・見解について

1. 北海道労働者福祉協議会（道労福協）は、今年度実施の「勤労者福祉向上キャンペーン」の一環として、「2024年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」を2023年10月17日に北海道知事宛提出いたしました。その後、11月20日に勤労者福祉向上キャンペーン実行委員会メンバーによる道関係部局への要請趣旨説明会を実施し、2024年1月15日付で道からの回答を受理しました。
2. ついては、今次要請に対する道からの回答内容、および当該回答に対する道労福協としての「評価・見解」を別掲資料のとおり表明いたします。
3. なお、回答内容の検証結果からは、要請課題に対する道としての今後の方向性や具体的施策が示されている項目について評価される内容がある一方、継続要請事項の多くで前年を踏襲した内容の回答が散見される状況にあり、道労福協では、引き続き、要請趣旨の実現に向けた諸活動を継続するとともに、各種対応が必要と判断される課題については、議会対策をはじめ、関係団体とも連携を図りながら改善に繋げていきたいと考えています。

以上

「2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」に対する道の回答への評価・見解

北海道労働者福祉協議会

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援			
(1) 北海道における SDGs 推進			
① SDGs 推進にあたっては、本来 SDGs の中で最も重要な目標のひとつである「目標 1：貧困をなくそう」を重要項目として明確に位置付け、貧困の削減目標（KPI）を設定のうえ、道の各種政策や計画へ反映し、着実に取り組む。	<p>【総合政策部計画局計画推進課】</p> <p>○道では、令和 3 年 10 月に改定した北海道総合計画において、安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の形成を目指し、誰一人取り残さない等、SDGs の理念に合致する施策を推進するとともに、政策の効果を定量的に把握し、計画の推進状況を点検・評価するための指標を設定しております。</p> <p>○また、SDGs の理念や目標を各種計画へ反映するなどして、SDGs 全体の目標達成に向け、関連する施策を着実に実施してまいります。</p>	<p>■北海道は、地域の課題と独自の価値や強みを考慮して、2018 年 12 月に「北海道 SDGs 推進ビジョン」を策定し、また、2021 年に改訂した「北海道総合計画」では、将来にわたって安全で安心して住み続けるための活力ある地域社会の形成を目指し、SDGs の理念と合致する施策を推進していくことが明記されている。</p> <p>■昨今、コロナ禍や物価高の影響等で貧困や格差の拡大が深刻化しているなか、貧困対策を優先的に進めていく必要があると考える。北海道が上記ビジョン・計画の中で、年齢、性別、障がいなどを踏まえた総合的な観点から教育、雇用、医療等に関する対策を講じていることは窺えるが、より特定の貧困対策を進めていくこと、また、それに向けた進捗を確認できるよう同様の要請を継続していきたい。</p>	<p>【総合政策部計画局計画推進課】</p> <p>○道では、昨年の 10 月に改定した北海道総合計画において、安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の形成を目指し、誰一人取り残さない等、SDGs の理念に合致する施策を推進することとしております。</p> <p>○また、SDGs の理念や目標を各種計画へ反映するなどして、SDGs 全体の目標達成に向け、関連する施策を着実に実施してまいります。</p> <p>○道としては、引き続き、多様な主体の方々と連携・協働した取組を進めながら、将来にわたって安心して住み続けることができる地域社会の形成に取り組んでまいります。</p>
②「北海道 SDGs 未来都市計画」では、「世界の中で輝きつづける北海道」を 2030 年のあるべき姿として掲げているが、現在、北海道は人口減少や高齢化、自然災害への対応など、様々なコミュニティーの存続にも関わる課題に直面している。とりわけ全国を上回るスピードで進む人口構造の変化や年少人口の減少は、地域の維持や発展、将来を考える上で、極めて憂慮すべき課題であり、SDGs の取り組みが内発的な地域再生の契機となるよう、社会的関心と認識の更なる向上を図りながら、課題解決のための方策を立てる。	<p>【総合政策部計画局計画推進課】</p> <p>○SDGs は、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものであり、道政を推進する上で重要な視点です。</p> <p>○このため、道民の皆様が SDGs の理念に共感し、行動につなげていくことが重要であるとの認識のもと、各種媒体を活用した普及啓発や出前講座の実施のほか、SDGs 推進ネットワークを活用し、先進的な取組の情報共有など、多様な主体の連携促進に努めております。</p> <p>○また、SDGs の推進に向けては、市町村の果たす役割は大変重要であることから、地域において様々な支援を展開しており、有識者を派遣した取組事例を情報共有したほか、包括連携協定を締結している企業の協力も得ながら、持続的なまち</p>	<p>■SDGs の実践には、道民が SDGs に関心を持ち、理解を深め、これからの社会のことを話し合う機会をつくることが重要となり、回答にある道の取組みは一定評価することができる。道には道民が安心して暮らせる環境や支援策を整備する役割が課せられており、引き続き、北海道における SDGs のより一層の推進と、持続可能性を組み込んだ安全で暮らしやすい地域づくりに向けた施策の積極的な推進を期待する。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	<p>づくりに向けた小中高校生や町民の皆様向けのワークショップ等を実施しております。</p> <p>○道としては、引き続き、幅広い層への働きかけや交流の場を設けるなどして、本道における SDGs の推進が一層図られるよう、取組を進めてまいります。</p>		
<p>(2) 北海道による協同組合支援の強化</p> <p>人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立など、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で「人と人とのつながり」のかたまりが大きく変容する中においても引き続き高いことから、北海道においても協同組合の支援をより一層強化する。</p> <p>北海道は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、地方創生等に係る各種施策やその取り組みにおいて、協同組合との連携・支援策を組み込む。</p>	<p>【総合政策部地域創生局地域政策課】</p> <p>○人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり推進事業は、道内の過疎地域などにおける移住・定住の促進や地域づくりの担い手確保など、地域創生を進めていく上で有効な取組であり、道としても、国や市町村、関係団体と連携し、制度の周知はもとより、先行事例の共有や地域の実情等を踏まえた助言を行うなど、多くの地域でこの制度の活用が進むよう取り組んでまいります。</p>	<p>■国際社会において、協同組合は SDGs の実現に不可欠な組織であり、かつ目標達成のために行動していくパートナーとして明確に位置づけられている。道の持続可能な地域づくりに向けた回答に、協同組合との連携について具体的な言及がなかったことは遺憾に思う。新しい公共の担い手として「多様な主体」の一翼を担う協同組合の社会的役割や期待感への理解や認識を高め、協同組合の活動への支援、地域での連携をより一層強めていくよう要請を継続していく。</p>	<p>【総合政策部地域戦略課、地域政策課】</p> <p>○人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり推進事業は、地域創生を進めていく上で有効な取組と考えられており、道としても、国や市町村、関係団体と連携を深めながら、制度の周知はもとより、先行事例の共有や地域の実情等を踏まえた助言を行うなど、多くの地域でこの制度の活用が進むよう取り組んでまいります。</p> <p>○なお、道が策定する第2期北海道創生総合戦略では、基本的な考え方においてオール北海道での戦略の推進や民間との連携・協働を掲げており、こうした考え方の下、引き続き、多様な主体との連携を図りながら、地域創生に取り組んでまいります。</p>
<p>(3) 地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発</p> <p>協同組合は、政府の「SDGs 実施指針」における「新しい公共」の担い手として SDGs へ貢献していくことが期待されている。北海道として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための広報、統一的な統計調査、研修会等を開催する。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○協同組合は、「相互扶助・民主主義・平等・公平・連帯」といった価値観のもと共通の目的を持った方々により運営される組織であり、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立された各協同組合等に対しては、道の各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。</p> <p>○また、協同組合は、政府の定める「SDGs 実施指針」において、新しい公共の担い手として明記されるなど社会からの期待が高まっており、道としては、今後とも協同組合等とも連携しながら、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に向けて、様々な取組を進めてまいります。</p>	<p>■前年同様、各協同組合に対する指導監督を通じた個別の関りを持っている旨の回答であり、形式的回答の域を出ていない。</p> <p>■2020 年 6 月に発足した「協同組合ネット北海道」では、18 の団体が業種の垣根を越え、協同組合間連携による社会課題の解決を目指している。持続可能な社会の実現に向けて、単に指導監督の立場からだけでなく、行政と協同組合組織が新たなパートナーシップのもとで連携を深耕し、協働による取り組みを案出していくことも有効と考える。引き続き、協同組合の育成・発展に向けた取組みの要請を継続していきたい。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○協同組合は、「相互扶助・民主主義・平等・公平・連帯」といった価値観のもと共通の目的を持った方々により運営される組織であり、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立された各協同組合等に対しては、道の各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。</p> <p>○また、協同組合は、政府の定める「SDGs 実施指針」において、新しい公共の担い手として明記されるなど社会からの期待が高まっており、道としては、今後とも協同組合等とも連携しながら、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に向けて、様々な取組を進めてまいります。</p>
<p>(4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援</p> <p>北海道は、労働者協同組合法の主旨や法制化の背景を踏まえ、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>		<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、持続可能で活力あるコミュニティの実現に向け、多様な就労の機会と事業化を促進するための政策を積極的に推進する。</p>	<p>○労働者協同組合法は、多様な就労の機会の創出などを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的として、組合員が出資すると同時に、自らも事業に従事する新しい組織である「労働者協同組合」に関し、設立や管理など必要な事項を定めたものと承知しております。</p> <p>○労働者協同組合法等では、都道府県の責務が定められておらず、組合の「育成・支援の充実」については、道が取り組むべきものではなく、「事業化」についても、組合を設立しようとする者が取り組むべき事項となります（厚生労働省勤労者生活課労働者協同組合業務室による）。</p> <p>○一方で、役員に欠員を生じた場合の措置（第 37 条）、休眠組合への対応（第 81 条）、報告の聴取（第 125 条）、検査等（第 126 条）及び法令等の違反に対する処分（第 127 条）などが定められていることから、道としては、これらの規定に基づき、行政庁として適切に対応してまいります。</p>	<p>■道の回答にある形式的な対応のみでなく、他の自治体では、労働者協同組合法の認知や啓発に取り組んでいる事例が紹介されている。</p> <p>■協同労働は、地域課題解決の担い手として、また地域における連携・協働先の選択肢の一つとしての活躍が大いに期待されているところであり、今後は、道民に向けたセミナーの開催等による普及・啓発や、制度概要や設立手続き、具体的な事業実施や組織運営に関する相談受けなど、労働者協同組合の円滑な設立を支援する取組みを期待したい。</p>	<p>○労働者協同組合法は、多様な就労の機会の創出などを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的として、組合員が出資すると同時に、自らも事業に従事する新しい組織である「労働者協同組合」に関し、設立や管理など必要な事項を定めるものと承知しております。</p> <p>○道では、これまでも法施行に向け、関係団体の方々と連携しながら、市町村職員等を対象とした説明会を開催するなど、法の目的や概要等について、周知を図ってきたところであり、今後とも国や関係機関などと連携しながら、持続可能で活力ある地域社会の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
(5) 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実			
<p>北海道は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させる。</p>	(3) の回答に包含	—	(3) の回答に包含
2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化			
(1) 被災者・避難者への生活支援			
北海道は、「北海道胆振東部地震」の被災者への支援を継続するとともに、被災地から道内市町村に避難している方々への支援策について、以下の取り組みを進める。			
<p>① 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備する。</p>	○要請内容は市町村が取り組む内容のため、道の所管はないとのこと。	—	(新規要請項目につき前年回答無し)
<p>② 国に対し、被災者生活再建支援制度の適用範囲の対象拡大や支援金増額等の拡充を働きかけるとともに、同制度を補完する北海道独自の支援制度を新設し、住民への周知をはかる。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道としては、被災した世帯の生活再建を確実に支援し、迅速な復旧復興を図るため、複数の市町村に跨る災害時に被災者間で不均衡が生じることのないよう、被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大を図るよう国に対し、要望しております。</p>	<p>■胆振東部地震では、北海道特有の高気密住宅がゆえに損壊判定が小さくなり住宅修繕費が不足する世帯が多くあった。地域特有の環境や仕組みを反映することも含め、引き続き、「被災者生活再建支援法の狭間」の問題への</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道としては、被災した世帯の生活再建を確実に支援し、迅速な復旧復興を図るため、複数の市町村に跨る災害時に被災者間で不均衡が生じることのないよう、被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大を図るよう国に対し、要望しております。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	<p>また、全ての被災市町村を支援の対象として、法に基づく救済が平等に行われるよう見直すことについて、全国知事会を通して国に要望しているところです。</p> <p>○同制度を補完する北海道独自の支援制度については、国が毎年行う都道府県独自の被災者生活再建支援制度に係る調査の結果などを参考のうえ、他都府県の制度について、情報収集を行っております。</p> <p>○道の住家被害見舞金等については、道のホームページに掲載しており、制度の概要、要綱等を掲載して周知を図っております。</p>	<p>対応等、被災者生活再建支援制度改正への働きかけを求めている必要がある。</p> <p>■また、法改正までに被災区域で被災者生活再建支援法の適用を受けられない被災世帯への支援策として、被災者生活再建支援制度を補完する北海道独自制度の創設に関しては前年と同一の回答に留まっており、情報収集の結果を踏まえた検討を早急に進めていくことを求めたい。</p>	<p>また、全ての被災市町村を支援の対象として、法に基づく救済が平等に行われるよう見直すことについて、全国知事会を通して国に要望しているところです。</p> <p>○同制度を補完する北海道独自の支援制度については、国が毎年行う都道府県独自の被災者生活再建支援制度に係る調査の結果などを参考のうえ、他都府県の制度について、情報収集を行っております。</p> <p>○道の住家被害見舞金等については、道のホームページに掲載しており、本制度の対象となる災害が発生した場合には、本制度の適用状況や概要等も掲載して周知を図っております。</p>
③ 災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のために公的な支援（財政的支援や円滑な活動を可能とする体制整備等）を行う。また、緊急的な復旧だけでなく、被災地のくらし全般の復興を視野に入れた支援体制を強化する。	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○道では、常設の北海道災害ボランティアセンター（運営：北海道社会福祉協議会）を設置し、平時から道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援や災害ボランティア活動をコーディネートする人材の育成、関係機関等の連携体制の構築などの事業に対して財政的支援を行っております。今後とも、北海道災害ボランティアセンターと連携し、被災者支援に資するよう、引き続き取り組んでまいります。</p>	<p>■被災者に対する支援については、市町村や福祉関係者・民間事業者等との連携のもと、被災地における状況の共有とそれらを踏まえた支援体制を構築していく必要があり、被災者が安心して暮らすことができる地域づくりに向けた取組みを進めていくことが求められる。道として、北海道災害ボランティアセンターの設置やボランティア体制整備のための財政的支援等、一定の対応が行われているものと思料する。</p>	<p>○前年は被災者の自立に向けた市町村や関係機関との連携強化を求める要請趣旨であったが、市町村が取り組む内容のため回答が困難とのこと。</p>
④ 近年、全国で復興住宅での高齢者の孤独死が増えていることから、入居者の孤立化防止の観点から、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティーや自治会、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との連携強化をはかり、引きこもり防止に向けた対応を進める。			<p>（新規要請項目につき前年回答無し）</p>
(2) 平時における防災・減災の対策			
北海道は、各地で頻発する自然災害、甚大な被害が想定される「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進める。			
① 災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりの検討を継続して実施する。	<p>【総務部危機対策局危機対策課・保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○道では、被災者支援に資するよう、平時より道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター（運営主体：北海道社会福祉協議会）に対し、財政的支援を行うとともに、関係機関等の連携体制の構築や災害ボランティアに関連する各種研修等に、引き続き連携して取り組んでまいります。</p> <p>○道では、令和元年度から、民間福祉団体や道社協を構成員とした「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、令和3年度には、大規模災害発生時に、一般避難所等において要配慮者への福祉的支援を行う「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」を設置したところであり、今後とも関係団体や福祉専門職の方々と連携した支援に取り組んでまいります。</p>	<p>■前年と同一の回答であり、災害ボランティアに関する体制整備、北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）の設置のほか、地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に必要となる財源確保に向けた国への要請等、道として一定の対応が行われている。</p>	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p><北海道社会福祉協議会></p> <p>○道では、被災者支援に資するよう、平時より道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター（運営主体：北海道社会福祉協議会）に対し、財政的支援を行うとともに、災害ボランティアに関連する各種研修等に引き続き、連携して取り組んでまいります。</p> <p><民間福祉団体・社協></p> <p>○道では、令和元年度から、民間福祉団体や道社協を構成員とした「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、令和3年度には、大規模災害発生時に、一般避難所等において要配慮者への福祉的支援を行う「北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）」</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	○地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向け財源の確保が必要と考えており、国に対して引き続き、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を着実に推進することや、緊急防災・減災事業債の要件緩和など起債制度の拡充を含め、地方財政措置の充実を図ることについて、要望してまいります。		を設置したところであり、今後とも関係団体や福祉専門職の方々と連携した支援に取り組んでまいります。 【総務部危機対策局危機対策課】 ○地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向け財源の確保が必要と考えており、国に対し引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進めるために必要な予算を安定的に確保するとともに、地方負担の軽減を図ること等について要請してまいります。
② 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化と非常用電源燃料の備蓄不足の解消に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底する。	<p>【総務部危機対策局危機対策課・教育庁施設課】</p> <p>○防災拠点となる公共施設の耐震化をはじめ、防災対策を着実に推進するうえで緊急防災・減災事業債は非常に有効であり、道では全国知事会等と連携しながら、対象事業の更なる拡大や要件緩和などの起債制度の拡充について国に対し要望してまいります。</p> <p>○道立学校においては、「北海道教育委員会建築物等保全マニュアル」に基づき、各施設管理者が施設を巡回し日常的に行う「日常点検」及び建築基準法第12条に基づき1年に1回行う「定期点検」を実施しているところであり、引き続き、点検を徹底し、安全確保に努めてまいります。</p>	<p>■公共施設等は多数の利用者が見込まれるほか、災害発生時には応急対策の実施拠点や避難場所となる等の重要な役割を果たすことから、引き続き、施設の耐震化等について早急かつ計画的な取組みを要請していきたい。また、北海道胆振東部地震の際に明らかになった課題として、医療施設等の重要インフラでの非常用発電機の燃料不足があり、燃料の供給・備蓄に係る不備解消に向けて、道による積極的な対応を求めたい。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○防災拠点となる公共施設の耐震化をはじめ、多岐にわたる防災対策を着実に推進するうえで緊急防災・減災事業債は非常に有効であり、令和7年度まで延長されたところであるが、道では全国知事会等と連携しながら、制度を恒久化することに加えて、要件緩和などの起債制度の拡充について国に対し要望してまいります。</p> <p>また、自治体庁舎の非常用電源燃料についても、備蓄の必要性等について周知等を進めてまいります。</p>
③ 地域防災活動におけるインクルーシブという視点に注目しながら、災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、個別避難計画の作成を徹底する。さらに改正災害対策基本法にもとづく「避難情報に関するガイドライン」の実効性を高めるよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取組みを強化する。	<p>【総務部危機対策局危機対策課、保健福祉部総務課】</p> <p>○令和3年5月の災害対策基本法の改正により、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務化され、ハザードマップで危険な地域に住んでいる等優先度の高い方については、概ね5年程度で計画を作成するよう求められているところです。</p> <p>○このため、道として、市町村における個別避難計画の作成が推進されるよう、国のモデル事業を活用し、制度説明や有識者による講演など基礎的な内容の全体研修会を開催するとともに、年間を通じて有識者がアドバイザーとして個別に支援するなど、避難行動要支援者名簿の更新や1件でも多くの計画が作成されるよう、市町村に対する支援を実施しているところです。</p> <p>○Lアラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化に活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。</p>	<p>■災害時における障がい者や高齢者など避難行動要支援者の「個別避難計画の作成」が自治体の努力義務と位置づけられたことを受け、「誰一人取り残さない」防災の取組みが進展することが期待されており、Lアラートの活用を含め、道としてそれら取組みを推進していることが回答されている。</p> <p>■但し、道の回答にはインクルーシブ(包摂的)防災に関する具体的言及はなく、東日本大震災における障がい者の死亡率が一般的な死亡率の約2倍であったこと、また、元旦に発生した能登半島地震でも避難生活で困難に直面する障がい者の姿が伝えられている現状を踏まえ、障がいのある方々への災害時支援、避難所における生活に配慮した防災・減災対策を検討する必要があると考える。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○Lアラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化に活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。</p> <p>【保健福祉部総務課】</p> <p>○令和3年5月の災害対策基本法の改正により、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務化され、ハザードマップで危険な地域に住んでいる等優先度の高い方については、概ね5年程度で計画を作成するよう求められているところです。</p> <p>○このため、道として、市町村における個別避難計画の作成が推進されるよう、国のモデル事業を活用し、全市町村を対象とした研修会を開催するとともに、地域に出向き個別の研修会を実施するなど、避難行動要支援者名簿の更新や1件でも多くの計画が作成されるよう、市町村に対する支援を実施しているところです。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
④ 学校教育における防災教育や避難訓練の充実を図り、避難対策等を徹底する。	<p>【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】</p> <p>○道教委では、道、市町村、防災関係機関と連携・協力した「1日防災学校」の取組を推進しており、この取組において、学校では、防災に関する授業や避難所を想定した段ボールベッドの組立、避難所運営ゲームなどの体験的活動を行っているところです。引き続き、児童生徒一人一人が災害時に自らの命を守ることができる力を身に付けられるよう、防災教育の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○また、各学校において、地域で想定される様々な自然災害に対応した避難訓練、防災訓練の実施や危機管理マニュアルの不断の見直しなど、児童生徒の安全が確保されるよう指導・助言しています。</p>	<p>■道として一定の対応が図られていると思料する。引き続き、多数の学校、児童生徒等に甚大な被害が生じた東日本大震災の記憶を風化させることなく、今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を進めていくことを期待する。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)
⑤ 災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、予防啓発を徹底する。	<p>【環境生活部道民生活課、消費者安全課】</p> <p>○地震や台風など大規模災害が発生した後は、点検商法や義援金詐欺など、災害に便乗した悪質商法による消費者トラブルが多く発生することから、道では、ホームページにおいて、災害に便乗した悪質商法への注意喚起を行っているところです</p> <p>○また、「安全・安心どさんこ運動」を道内各地で展開し、犯罪の起きにくい地域社会づくりを進めるとともに、SNSや広報紙、地域FMなど様々な広報媒体を活用して防犯情報を発信し、詐欺や空き巣等の犯罪被害の予防に努めているほか、災害発生時には、道や道警察の災害警備計画に基づき、道警察と密接に連携しながら注意喚起を行うなど、被災地域の犯罪予防に取り組めます。</p>	<p>■道として一定の対応が図られていると思料する。なお、能登半島地震の発生から1か月間で全国の消費生活センターなどに寄せられた災害に関する消費者相談は350件余りにのぼるとの報道もあり、災害に便乗した犯罪の防止・予防には継続的な注意喚起や啓発活動が必要と考える。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)
⑥ 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強める。また、大地震の際に自らの安全を確保する一斉訓練「北海道シェイクアウト」への参加を広く呼びかけていく。	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道においては、市町村防災訓練支援のほか、ホームページや広報誌、ラジオ、SNS等を活用し、防災に関する情報発信を行っています。</p> <p>また、地震発生時に自分自身の身を守る方法を身につける「北海道シェイクアウト訓練」を道全体の取組とするため、住民や企業に広く参加を呼びかけ、全道一斉に実施しているところです。</p> <p>道としては、今後とも、市町村や地域の防災リーダー、防災関係機関や民間団体等との緊密な連携・協力のもと、道民の</p>	<p>■2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震を受け、今一度、災害への危機意識を高めていく必要があると考える。要請内容について、道として一定の対応が図られていると思料するが、政府が発表した日本海溝・千島海溝地震の想定被害では、最悪のケースで死者が20万人近くに達するとされるなど、その被害の大きさは東日本大震災や首都直下地震を超えると思料されており、さらなる対策の強化を求めたい。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道においては、市町村防災訓練支援のほか、ホームページや広報誌、ラジオ、SNS等を活用し、防災に関する情報発信を行っています。</p> <p>また、地震発生時に自分自身の身を守る方法を身につける「北海道シェイクアウト訓練」を道全体の取組とするため、住民や企業に広く参加を呼びかけ、全道一斉に実施しているところです。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	皆様の防災意識と地域防災力の向上が図られるよう、防災教育の推進に取り組んでまいります。		
⑦ コロナ禍を経て、大規模災害時の避難や避難所における感染症対策の備えを徹底し、地域住民への周知・広報を行う。	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○市町村に対し、可能な限り多くの避難所を開設できるよう、災害時に避難所として活用できるホテル等のリストを提供しているほか、親戚、知人宅などへの分散避難の検討について周知しているところです。</p> <p>また、感染症対策を講じた避難所運営を行うために必要な物資の確保が市町村のみでは困難な場合を想定し、道において感染症対策物資の備蓄を行ったところであり、今後も、市町村の備蓄状況を踏まえ、災害時における物資調達の実効性確保に向けた取組を進めてまいります。</p>	<p>■回答内容から、コロナ禍の経験を踏まえた必要な対策が講じられ、道として一定の対応が図られているものと判断する。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○市町村に対し、可能な限り多くの避難所を開設できるよう、災害時に避難所として活用できるホテル等のリストを提供しているほか、親戚、知人宅などへの分散避難の検討について周知しているところです。</p> <p>また、感染症対策を講じた避難所運営を行うために必要な物資の確保が市町村のみでは困難な場合を想定し、道において感染症対策物資の備蓄を行ったところであり、今後も、市町村の備蓄状況を踏まえ、災害時における物資調達の実効性確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>【保健福祉部総務課】</p> <p>○災害時に備え、自宅療養者に関する情報について、市町村防災部局と共有するとともに、避難所等における感染症対策について、市町村と保健所が連携し検討や準備等を行っているところです。</p>
3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化			
(1) 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～			
① 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図る。	<p>【総務部教育・法人局学事課】</p> <p>○経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々に、自らの進路決定に当たって参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道内の高等学校等に配布するとともに、道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載するなどして、各種支援制度の周知に努めています。</p> <p>【大学等修学のための経済的支援情報サイト】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html</p>	<p>■奨学金制度については、2010 年代前半に奨学金の返済困難が社会問題として可視化され、奨学金問題対策全国会議や中央労福協が様々な団体や関係者と連携し、世論喚起や政策・制度の改善に取り組んできた経緯にある。</p> <p>その結果、2017 年度に給付型奨学金制度の創設、2020 年度の大学等修学支援制度導入により授業料減免や給付型奨学金が拡充された。また、子育て支援等の観点から、2024 年度に授業料減免等が中間層にも拡大されるが、高等教育進学率 80%、人生 100 年時代、急激な少子化という状況下において、高等教育費負担は依然として高いままであり、その負担軽減は喫緊の課題となっている。併せて、奨学金返済困難者の救済も引き続き解決していかなければならない課題となっており、社会の発</p>	<p>【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p> <p>○道では、これまでも高等教育に係る教育費の負担軽減のため、日本学生支援機構の奨学金について貸与条件の緩和や枠の拡大、国による高等教育の修学支援制度について給付額の引上げや支援対象者の拡充など、制度の充実について要望してきており、引き続き、全国知事会とも連携し、国に対して要望してまいります。</p> <p>また、経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々に、自らの進路決定に当たって参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載するなどして各種支援制度の周知に努めているところです。</p>
② 北海道は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかける。	<p>【総務部教育・法人局学事課】</p> <p>○道では、これまでも高等教育に係る教育費の負担軽減のため、日本学生支援機構の奨学金について貸与条件の緩和や枠の拡大、国による高等教育の修学支援制度について給付額の引上げや支援対象者の拡充など、制度の充実について要望してきており、引き続き、全国知事会とも連携し、国に対して要望してまいります。</p>		

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
<p>③ 北海道は、国の奨学金制度を補う観点から、独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設を検討・実施するほか、道内高校生を対象とした公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じた奨学金の貸付制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充する。</p> <p>なお、全国では、令和4年6月1日現在36都府県615市町村（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局調べ）で奨学金の返還を支援する制度や仕組みを取扱い、その他、民間企業においても同様の取扱いを実施していることが確認されている。</p> <p>また、北海道労働金庫が取り扱う「奨学金借換ローン」は、2017年10月の制度開始以降、累計で491件・11億9,176万円の融資実績（2023年6月末時点）があり、当協議会が実施する「奨学金に関する電話相談」の相談内容からも、奨学金制度の返済負担が利用者の生活に重く押し掛かっている実態が明らかとなり、教育費や奨学金返済の負担を軽減する対策は喫緊の課題となっている。以上を踏まえ、人口減少対策として道内に新規就労した奨学金返還者に対する返済支援を行う制度など、早急に具体的な給付・支援制度の検討を進めること。</p>	<p>【総合政策部地域創生局地域政策課】</p> <p>○国の奨学金返還支援制度については、2020年6月に運用が改善され、対象要件の見直しや財政措置の拡充など、市町村が活用しやすい制度となったところです。</p> <p>○一方、道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合、都市部への就職を希望する学生の利用が集中し、地方企業の人材獲得と競合する可能性があることや、市町村が実施する場合に比べて、財政措置が低くなるといった課題があることから、引き続き、国の制度及び先行事例の市町村への情報提供を行うとともに、市町村の奨学金返還制度の学生等への周知など、市町村の取組支援に努めてまいります。</p> <p>【総務部教育・法人局学事課】</p> <p><独自の給付型奨学金制度等の関係></p> <p>○国においては、令和2年度から、授業料、入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の大幅拡充を行う高等教育修学支援新制度を実施しており、令和6年度からは、多子世帯の中間層や理工農系の中間層にも支援対象を拡大することとしています。</p> <p>道では、関係部局により構成している庁内会議において、道としての修学支援のあり方などについて、国の制度の運用状況や課題等を踏まえながら、検討を進めてまいります。</p> <p><道内高校生を対象とした奨学金の関係></p> <p>○道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、経済的理由により修学が困難な高校生に対して、無利子で奨学金の貸付を行っています。</p> <p>奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還の免除</p>	<p>展を支える豊かな高等教育の実現に向けて、当協議会からも奨学金制度の拡充・改善、教育費の負担軽減に係る要請を継続していく。</p> <p>■要請項目に対する道の回答は前年と同一である。相談窓口について、HPにおける情報発信に加えて、道における奨学金返済困難者向け相談窓口開設の検討を要望したい。</p> <p>■既に約8割の都道府県と全国約4割の市町村に奨学金返還支援取組みの実施が広がっているなか、道独自の給付型奨学金制度の創設等の要請に対して前年同様に消極的な対応姿勢の回答となったことは遺憾に思う。回答で示された道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合の課題に理解は示すものの、国が若者の地方定着の有効な施策として地方公共団体の行う奨学金返還支援の取組みを推進していることや、他の都府県に先んじて人口減少による社会問題が深刻化している本道の状況を鑑みると、道が北海道全体を俯瞰し、道内企業への就職やUIターンの促進策として奨学金返還支援の取組みを行う効果は高いと考える。引き続き、道としての積極的な施策の検討・実施を要望したい。</p> <p>■また、道内96市町村が奨学金返還支援の取組みを実施しており（令和5年12月、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局調査）、実施自治体における制度の周知、未実施自治体への制度創設に向けた働きかけ、併せて道内大学等教育機関が実施する修学等に係る各種支援制度の周知についても積極的に取組むことが望まれる</p> <p>■公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じた奨学金の貸付制度については、積極的に周知していくとともに、道の回答にもあるよう</p>	<p>【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p> <p>○国においては、令和2年4月から真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料及び入学金の減免と給付型奨学金を大幅に拡充した高等教育の修学支援新制度を実施しています。</p> <p>○道では、関係部局により構成している庁内会議において、道としての修学支援のあり方などについて、国の制度の運用状況や課題等を踏まえながら、検討を進めてまいります。</p> <p>【総合政策部地域政策課】</p> <p>○本道において人口減少、地域の担い手不足が深刻化する中、若者の道内への就業や定着を図ることは重要であると考えています。</p> <p>○国の奨学金返還支援制度については、2020年6月に新たに策定され、若者の地域定着に向け、対象要件の見直しや財政措置の拡充が図られるなど、市町村が活用しやすい制度となったところです。</p> <p>○一方、道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合、対象者の札幌圏への一極集中の懸念や、企業の就業環境改善を優先すべきといった意見などがあることから、道としましては、引き続き、国の制度及び先行事例の市町村への情報提供を行うとともに、道HP等を活用した市町村の奨学金返還制度の学生等への周知など、市町村の取組支援に努めてまいります。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	を行うなどの救済措置を講じているところであり、今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。	に、社会情勢等を踏まえながら適宜、制度拡充に向けた検討を加えていくことを求めたい。	
④ 公立大学の授業料等を引き下げのための施策を講じること。また、大学等修学支援法に伴う制度の実施により、これまで公立大学が行ってきた授業料減免が縮小・後退しないよう、必要な措置を講ずる。	【総務部教育・法人局学事課】 ○本年6月に国が取りまとめた「こども未来戦略方針」では、子育て世代などの所得向上と少子化対策を車の両輪として進めるため、子育て時期の経済的負担の軽減に取り組むこととしていることから、国の施策を注視しつつ、公立大学における交付税措置の充実などについて国に要望してまいります。	■道として一定の対応が図られているものと思料するが、引き続き、国の動向や社会情勢を踏まえた必要な支援が実施されるよう要請を継続していく必要がある。	【総務部教育・法人局総合教育推進課】 ○経済的な理由により学費の調達が困難な方への支援を目的として、多くの市町村において奨学金制度を設けているほか、奨学金の返還支援制度を設けている市町村もあります。道では、これら道内の各市町村で実施している、大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度について、金額や募集期間など制度の概要を道ホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に振興局管内ごとに情報を取りまとめて掲載し、各種制度の周知に努めているところです。 ○道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響によるものも含め経済的理由により修学が困難な高校生に対して、無利子で奨学金の貸付を行っています。
⑤ 大学等修学支援法について、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合も急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となることを広く周知広報し、各公立大学で募集を行う。	【総務部教育・法人局学事課】 ○道では、新型コロナウイルス感染症による影響で学費等の支援が必要になった学生等への支援について、道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」において掲載し、その周知に努めています。 【大学等修学のための経済的支援情報サイト】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html		
⑥ 家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないよう、教育機関とも連携し、道内各市町村の奨学金制度（給付・貸与）の周知広報を充実させる。	【総務部教育・法人局学事課】 ○経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材育成の観点から、多くの市町村において奨学金制度を設けています。 道では、道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度について、総合振興局（振興局）管内ごとに取りまとめの上、道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」において掲載し、各種制度の周知に努めています。 【大学等修学のための経済的支援情報サイト】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html		
⑦ 奨学金の返済困難者に対応するため、道内各市町村の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わない。		■各自治体において一定の対策が講じられているものと思料する。なお、各種支援制度を認識していない学生も想定されることから、教育機関とも連携し、各種制度に係る情報提供と周知活動の一層の強化を求めたい。	【総務部学事課】 ○奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還の免除を行うなどの救済措置を講じているところであり、今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。
⑧ 公立の職業訓練校の拡充（校数増・定員増）など、高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実を図る。	【経済部産業人材課】 ○道では、職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設として、道内8箇所（札幌・函館・旭川・北見・室蘭・苫小牧・帯広・釧路）に設置したMONOテク（道立高等技術専門学院）において、ものづくり関連を中心に地域の産業を支える質の高い技能者を育成・輩出するため、地域や産業界のニーズに対応した職業訓練の実施に加え、企業に在職しながら	■本要請は、高卒後即就職という進路が以前と比べ十分な収入を得られない状態であること、また、終身雇用の再編や女性の継続就業の必要性、再就職ニーズの高まりなど、一旦労働市場に出た後で職業能力を身につけるために「学び直し」を求めている人が増加している	（新規要請項目につき前年回答無し）

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	<p>らスキルアップを目指す職業訓練を実施しているほか、景気動向等により離職を余儀なくされた方々を対象に I T 技能習得や介護などの分野に係る職業訓練を民間職業訓練機関等へ委託し幅広く実施しているところ。</p> <p>引き続き、道としては、地域のさまざまな機関とも連携をしながら、地域や産業界のニーズに対応した職業訓練を展開し、職業能力の開発に向けた訓練機会を提供してまいります。</p>	<p>ことを踏まえ行うものである。道の回答にも職業訓練を幅広く実施していること、引き続き職業能力の開発に向けた訓練機会を提供していく旨が示されており、要請を継続したい。</p>	
<p>⑨ GIGA スクール構想の推進等、ICT (情報通信技術) 活用による家庭学習支援の実施に際しては、引き続き、児童生徒の学習機会均等の確保を前提に、情報通信環境等により各家庭における格差が生じることのないよう配慮した施策を講ずるとともに、ICT 教育のデメリットとされる SNS リスク (いじめや性犯罪被害・ネット依存症) に対応する情報活用能力の育成・モラル教育の推進、また、目や体・心などへの健康被害の防止対策等についても強化する。</p>	<p>【ICT 教育推進課、生徒指導・学校安全課、教育政策課、健康・体育課】</p> <p>○道教委では、全ての子どもたちが、端末を用いた家庭学習が可能となることが重要と考えており、引き続き、図書館・公民館等や放課後の学校の通信環境を活用した具体的な取組事例について、情報提供するとともに、市町村教育委員会に対し、国庫補助制度を活用した家庭への支援を働きかけるほか、全国都道府県教育委員会連合会とも連携をし、通信環境の支援の拡充について国に要望するなど、全ての児童生徒が、端末を用いた家庭学習を行うことができる環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>また、情報活用能力の育成・モラル教育の推進に向けては、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保しながら、心理や福祉、ICT 等の外部の専門家や関係機関と連携し、組織的に対応することが重要であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒支援加配など教職員定数措置の拡充 ・スクールカウンセラー等による支援体制の充実 ・教員の ICT 活用への支援員の配置促進 <p>などについて、全国都道府県教育委員会連合会とも連携しながら、国に対し強く要望し人材の一層確保に努めるとともに、情報モラルを含む情報活用能力の育成に係る対策を強化してまいります。</p> <p>○目や体・心などへの健康被害など、健康面への影響については、「健康面に留意する」という視点を、まずは教師が理解し、授業等における指導によって児童生徒に伝えとともに、保護者にも適切に説明をすることによって、児童生徒が ICT 機器を使用するに当たっての配慮を、学校と家庭が協働して行うことが重要です。</p>	<p>■ICT 活用による家庭学習支援の実施について、道として具体的取組事例の情報周知や国への財政支援・人材確保に係る要望等、要請内容に関する然るべき対応が進められているものと判断する。引き続き、家庭における端末や通信等の環境により教育格差が生じることのないような配慮、ICT 活用デメリットとして認識されている各種リスクや健康被害の防止、学校と家庭が連携した対策の実施を求めたい。</p>	<p>【ICT 教育推進課、生徒指導・学校安全課、健康・体育課】</p> <p>○これまで道教委では、オンライン学習の実施に当たって、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、家庭における通信費の負担軽減などについて、財政支援の充実を国に要望してきたところです。</p> <p>今後も、こうした取組に加え、就学援助や国の補助金等を活用した通信環境の整備について市町村に働きかけるなど、全ての児童生徒に学びを保障することができるよう、努めてまいります。</p> <p>また、情報活用能力の育成・モラル教育の推進に向けては、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保しながら、心理や福祉、ICT 等の外部の専門家や関係機関と連携し、組織的に対応することが重要であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒支援加配など教職員定数措置の拡充 ・スクールカウンセラー等による支援体制の充実 ・教員の ICT 活用への支援員の配置促進 <p>などについて、全国都道府県教育委員会連合会とも連携しながら、国に対し強く要望し人材の一層確保に努めるとともに、情報モラルを含む情報活用能力の育成に係る対策を強化してまいります。</p> <p>○目や体・心などへの健康被害など、健康面への影響については、「健康面に留意する」という視点を、まずは教師が理解し、授業等における指導によって児童生徒に伝えとともに、保護者にも適切に説明をすることによって、児童生徒が ICT 機器を使用するに当たっての配慮を、学校と家庭が協働して行うことが重要です。</p>

2024年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	さらに、児童生徒が自らの健康について自覚をもち、リテラシーとして習得した上で学習に取り組むことが大切であることから、その指導に努めてまいります。		さらに、児童生徒が自らの健康について自覚をもち、リテラシーとして習得した上で学習に取り組むことが大切であることから、その指導に努めてまいります。
⑩ 学生は、家族関係の変化、学習環境の悪化、友人関係の希薄さ、生活リズムの崩れ等によって心身の安定を維持することが難しくなり、希死念慮を抱くまで深刻化するケースも少なくない。学生に対するメンタルヘルスの充実をはかるため、道では「いのちやこころに関する相談窓口」「こころの健康 SNS 相談窓口」を設ける等の対応を進めており、同事業について幅広く周知を呼びかけるとともに、同様の相談事業を行う各種団体との連携やネットワークの構築をはかり、相談体制の強化を進める。	○相談窓口は学生に特化したものではなく、道からの回答が困難とのこと。	■基本的には各大学の学生相談室等がその役割を担うと思われるものの、複合的な困難を抱えている学生に対しては複層的な支援体制が必要と考える。道の相談窓口は学生に特化したものではないと回答で示されているが、この間、同事業では相談対象者、受付時間、相談体制等の拡充が図られており、今後の運営に期待することとしたい。	【総務部教育・法人局総合教育推進課】 ○道では、「いのちやこころに関する相談窓口」における電話等による相談のほか、悩みを抱えた方々が安心して気軽に相談できる「こころの健康 SNS 相談窓口」を設け、年齢を問わず、新型コロナウイルス感染拡大で不安などを感じていらっしゃる方からの相談を受け付けているところあり、学生等が1人で悩むことのないよう、大学等を通じて周知してまいります。
(2) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備			
① コロナ禍を起因とした困窮や生活困難が依然として続く中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかるとともに、住民への周知・啓発を徹底する。	【保健福祉部地域福祉課】 ○道では、生活困窮者自立支援制度の趣旨及び目的等について、各種通知やホームページ等を用いて関係者や住民へ周知しているところであり、引き続き、研修や会議などの機会を捉え、制度の一層の周知を図ってまいります。	■生活困窮者自立支援制度の周知・啓発について、前年と同一の回答であり、道として一定の対応が図られているものと判断する。また、回答で示された人材養成研修の受講推進や相談員・支援員の処遇改善のための予算確保については、今後の動向に期待したい。	【保健福祉部地域福祉課】 ○道では、制度の趣旨及び目的等について、各種通知やホームページ等を用い、関係者や住民へ周知しているところですが、引き続き、研修や会議などの機会を捉え、生活困窮者自立支援制度についての周知を図ってまいります。
②生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善、定着促進をはかる。	○相談員・支援員については、改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置することが努力義務化されたことを踏まえ、国や道が実施する人材養成研修の受講を推進するとともに、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めているところです。	■生活困窮者自立支援事業の委託については、道においては、これまでの実績や制度趣旨の理解、効率的な実施の観点から公募により選定しているとのことではあるが、人材確保やノウハウ継承を含む事業継続を鑑みて複数年の委託契約や予算の傾斜配分も検討すべきと考ええる。	○相談員・支援員については、改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置することが努力義務化されたことを踏まえ、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めているところです。
③ 自立相談窓口には、若年層、女性、セクシャルマイノリティ、外国人等、特段の配慮や専門性を要する方の相談対応が求められていることから、制度を熟知し、多様な支援機関のネットワークを有した専門相談員の配置を進める。また、相談支援にあたる人材の専門的資質を高めるため、相談支援員に対して研修の充実、社会福祉士などの資格取得へのサポート、専門性にみあった報酬水準への引き上げをはかる。	○なお、道が行う生活困窮者自立相談支援事業の委託先については、生活困窮者等に対する相談支援の実績があり、本事業の趣旨を理解し、公正・中立かつ効率的に実施できる事業者を公募するなどして、適切な選定に努めています。		○道としては一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業など各任意事業について、各市への情報提供等により事業実施を推進するなどの働きかけを行うなど支援を行ってまいります。
④ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継			【保健福祉部地域福祉課】 ○本事業の委託契約に当たっては、価格のみをもって相手方を決定するのは適切でないことから、これまでも公募型プロポ

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断し、複数年契約による委託や支援員等に係る人件費予算の傾斜配分を実施する。			ーザル方式により決定してきたところですが、今後も、支援の実施体制や具体的な支援方法等により総合的な評価を行い、委託先の適切な選定に努めてまいります。
⑤ 道内すべての福祉事務所設置自治体で実施する就労準備支援事業、家計改善支援事業については、広域連携を促進しながら、効果的かつ効率的な支援の実現をはかる。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる。	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業など、生活困窮者自立支援制度における各任意事業について、道としては、各市への情報提供等により事業実施を推進するなどの働きかけや支援を行ってまいります。</p> <p>○また、道では、市町村等の職員への支援や制度を熟知し多様な機関と連携する相談員の配置、市域を超えたネットワークづくりについて、国や道が実施する人材養成研修の受講を進めるなどして、広域の情報交換会やネットワークづくりの取組を推進してまいります。</p> <p>○このほか、昨今の新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響によって生活困窮者への支援ニーズが増大している状況を踏まえ、道では、地域全体で生活困窮者を支援するため、各振興局で官民によるプラットフォームを整備し、食糧・物資支援や子ども食堂を含む居場所づくり、一時的な住まいが必要な方への支援等に取り組む民間団体の活動費用の一部を補助するなど、地域の実情に応じた支援体制が構築されるよう、積極的な運用に取り組んでまいります。</p> <p>○なお、生活福祉資金の特例貸付については、借受人の生活状況を丁寧に聞き取った上で、住民税が非課税である場合のほか、償還の見込みがない方なども含めて、償還免除の要件に該当するか否かを判断してまいります。</p>	<p>■生活困窮者自立支援制度における各任意事業について、自治体間格差が生じないよう、道は情報提供等により事業の推進を図っており、今後の取組みに注目したい。</p> <p>■生活福祉資金貸付制度の特例貸付に関する償還免除について、国が決めた要件に該当するかどうかを適切に判断していることと推察するが、返済免除にはならず生活に困っている方に対しても状況に応じた柔軟な対応を期待したい。</p> <p>■回答で示された市域を超えたネットワークづくりや生活困窮者を地域で支える支援体制の構築について、道としての役割を發揮した取組が進められていることを評価したい。一方、支援会議の設置に係る回答が示されなかったが、依然として未設置の市町村が多くあることから、地域における必要な支援体制の整備のためにも支援会議設置を推進していく必要がある。</p>	①～③の回答に包含
⑥ 生活福祉資金貸付制度の特例貸付について、厚生労働省の事務連絡（2023年5月8日付）も踏まえて住民税非課税世帯以外でも償還が困難な場合は償還免除を行うとともに、社会福祉協議会をはじめ、継続的な伴走支援を行う生活困窮者自立支援事業を含めた支援体制を強化する。			
⑦ 北海道としての役割やイニシアティブを發揮し、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を超えたネットワークづくりなどの支援を強化する。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行う。			
⑧ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備する。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進する。			(新規要請項目につき前年回答無し)
⑨ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価する。また、道内各市における改正法に基づく支援会議の設置状況や構成等の現状と課題について把握し、必要な支援を継続する。			<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○事業の実施に当たっては、定期的に、継続支援対象者の各段階における自立の意欲や社会参加などの状況を把握するため、国から示された評価シートを活用し、支援の効果について評価を行っているところです。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
			また、支援会議の設置は、道内各市及び各振興局において、設置予定を含め約4割程度であり、設置しない理由については、「現状の関係機関との連携や他の会議で代替可能」と言う意見が多くなっております。 道としては、これらを踏まえ各市へ情報提供を行い、支援会議の設置を推進してまいります。
⑩ 2020 年度より実施された「就職氷河期世代活躍支援プラン」を踏まえ、「中高年引きこもり（8050）問題の当事者」と称される就労困難な世代に対する特段の就労支援策を講ずる。現在、都道府県・指定都市に設置されているひきこもり地域支援センターを市町村にまで拡充させるよう、国へ働きかける。	【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】 ○道では北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、ひきこもりの第一相談窓口としての機能を果たすとともに、精神保健福祉センター、保健所などの関係機関と連携の上、全道の支援ネットワークの構築・普及啓発に努めています。 ○上記センターでは、ひきこもり支援に携わる市町村等への後方支援を中心に、研修会、個別相談、ケース検討などを通じて北海道における「ひきこもり支援」のスキルアップを目指し、地域における相談対応力の底上げを図っています。	■前年と同一回答であり、道として要請内容に係る一定の対応が行われているものと史料する。	【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】 ○道では北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、ひきこもりの第一相談窓口としての機能を果たすとともに、精神保健福祉センター、保健所などの関係機関と連携の上、全道の支援ネットワークの構築・普及啓発に努めています。 ○上記センターでは、ひきこもり支援に携わる市町村等への後方支援を中心に、研修会、個別相談、ケース検討などを通じて北海道における「ひきこもり支援」のスキルアップを目指し、地域における相談対応力の底上げを図っています。
⑪ 子ども食堂など地域の自発的で多様な多世代交流活動・居場所づくが広がるよう行政としても環境整備に努めるとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた方々が必要な支援につながるよう、アウトリーチ機能の強化や補助事業の拡充を行う。	上段の回答に包含	—	(新規要請項目につき前年回答無し)
(3) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応			
① 生活保護に対するスティグマをなくすため、生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に周知する。また、申請書やパンフレットを最新情報にアップデートした上で Web 掲載するとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口を設置し、オンライン申請や FAX 申請にも対応するなど、運用の緩和を行う。	【保健福祉部地域福祉課】 ○生活保護制度について、今後とも、ホームページや保護のしおりを活用し、制度の周知を図るなど、保護が必要な方々に確実かつ円滑に保護が実施されるよう努めてまいります。	■申請方法に係る運用緩和についての言及はないが、制度の周知についてはホームページやしおりを活用し、道として適切な対応が図られていると史料する。	【保健福祉部地域福祉課】 ○生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について、国では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しており、道では、この対応方針の趣旨を踏まえた適切な対応に配慮していただくよう、平成30年度以降、継続して、各市町村及び道の関係部局に対して通知しております。
② 生活保護法の運用にあたっては、生活資金が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう、現場に徹底する。	【保健福祉部地域福祉課】 ○道では、これまでも、福祉事務所が相談者の方々の申請権を侵害することなどがなく、相談に際しては、きめ細やかな配慮をしながら、適切に対応すること、更には、速やかな保護の決定等がなされるよう、監査等を通じまして、機会あるごとに、福祉事務所に対し、指導を行ってきたところで	■生活に困窮した相談者の多くは心身ともに疲弊していることに十分な配慮が必要であり、生活保護の適正な運用に向けては、実施機関における面接相談や保護申請時の対応に際して、懇切丁寧な対応や専門的立場からの助言が行われなければならないと考える。道と	(新規要請項目につき前年回答無し)
③ 要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を徹底するよう、現場に徹底する。			【保健福祉部地域福祉課】

2024年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>○扶養照会に際しては、個々の要保護者に寄り添って、丁寧に生活歴などを聞き取り、扶養義務の履行が期待できない扶養義務者については、扶養照会を実施しないよう、各福祉事務所に対して通知の上、査察指導員を対象とした会議で説明しているところです。</p> <p>○今後とも、こうした取扱いについて、監査等を通じ、機会あるごとに指導するなど最後のセーフティネットである生活保護制度が、適正に運営され、その機能が維持されるよう、努めてまいります。</p>	<p>して監査等を通じた指示・指導がなされ、要請内容に係る一定の対応が図られているものと思料する。</p>	<p>○扶養照会については、今後とも、要保護者に懇切丁寧に説明し理解を得るなど、きめ細やかな配慮をしながら、関係法令等の趣旨に沿って適切に対応してまいります。</p>
<p>④ 住居のない要保護者について、無料低額宿泊所等の集団処遇施設に入居することを条件とする運用を改め、居宅保護を原則するとともに、居宅保護までの一時生活支援においても個室提供を原則とする。</p>	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○ホームレスなど現に住居がない方への生活保護の適用に当たっては、「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年7月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、居宅生活を送ることが可能と認められる場合には、居宅の確保を図った上で居宅において生活保護を適用し、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、保護施設や無料低額宿泊所等において保護を行うこととされております。</p> <p>○今後とも、生活保護の決定に当たって、居住の場や必要な支援等について、適切な居住の場を確保できるよう支援に努めてまいります。</p>	<p>■住居のない要保護者には制度の内容を十分に説明し、当事者に選択肢を与えるべきと考えます。回答に示されている通り、要保護者の意向を踏まえた適切な支援が行われることを求めたい。</p>	<p>(新規要請項目につき前年回答無し)</p>
<p>⑤ 生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善を図り、正規公務員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求める。</p>	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○生活保護に関する業務は、法律・規則のほか、保護の実施要領をはじめとする数多くの通知に基づいて実施する必要があり、専門性を備えた職員による対応が求められることから、今後も福祉事務所における必要な実施体制の確保について、国に対して、要望してまいります。</p>	<p>■前年同一の回答であり、今後とも生活保護行政の動向に注目し、必要に応じて実施体制の確保に向けた要請を継続したい。</p>	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○生活保護に関する業務は、法律・規則のほか、保護の実施要領をはじめとする数多くの通知に基づいて実施する必要があり、専門性を備えた職員による対応が求められることから、今後も福祉事務所における必要な実施体制の確保について国に要望してまいります。</p>
(4) 子どもの貧困・虐待対策の強化			
<p>① 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢をいっそう明確化する。新たに施行されたこども基本法や、令和5年秋頃に策定が予定されている「こども大綱」の主旨を押しえつつ、「北海道子どもの貧困対策推進計画」において、相談、経済的支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援等の施策を推進し、目標達成に向けた着実な取</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</p> <p>○道では、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、相談支援、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を中心とする施策に重点的に取り組んでいるところです。</p> <p>○また、来年度は次期計画の策定年であることから、「こども大綱」等の主旨も踏まえつつ、生まれ育った環境に左右される</p>	<p>■道では、2020年度から5年間を計画期間とする「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定のうえ、子どもの貧困対策に関する施策を推進しており、次年度には次期計画を策定する旨、回答されている。</p> <p>■北海道は、全国と比較して生活保護世帯やひとり親世帯が多く、より厳しい実態にある。ま</p>	<p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p> <p>○道では、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育・福祉・労働等の関係部局と連携し、各種施策に取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の長期化等による物価高騰の影響を受けている、低所得の子育て世代への北海道独自の特別給付金による経済的支援を実施しているほか、道内の</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>り組みを進める。特に、ひとり親・生活保護受給世帯の子どもの進学率の低さは、教育格差是正の観点からも早急に改善すべき課題であり、コロナ禍により格差・貧困の拡大が想定されるため、支援対策をきめ細かく行うこと。</p>	<p>ことなく、また、貧困が世代を超えて連絡することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図ってまいります。</p>	<p>た、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学進学率が低い等、経済格差が教育・学力格差につながっている実態も明らかとなっている。子どもの貧困対策にあたっては、政府や自治体の適切な支援が不可欠であり、さらにはNPO等の民間も含めた社会全体で支援を行っていくべきと考える。長引く物価高騰の影響もあり経済的に厳しい状況にある方が大勢いるなか、その対策は喫緊の課題となっていることも踏まえ、関連団体とも連携の上、継続して要請を行っていききたい。</p>	<p>高校や中学校へひとり親世帯への相談支援や各種支援策に関するパンフレットを配布しております。</p> <p>○また、市町村における貧困対策計画については、これまでも「計画策定の手引き」を作成・配布するなど支援を行ってきたところ。</p> <p>今後は、各振興局において策定に向けた具体的な相談に応じるとともに、子ども子育て支援計画等の関係計画との一体的な見直しを助言するなどして、全市町村での計画策定に向けて、着実に取組を進めてまいります。</p> <p>【教育庁総務政策局教育政策課】</p> <p>○道教委では、子ども将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、また、世代を超えて貧困が連鎖することがないよう、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、各種施策を実施しています。</p> <p>○また、関係部局と連携し、子どもの貧困対策に関する施策のうち、就学援助制度や奨学給付金など、特に児童生徒や保護者の活用が見込まれる教育支援に関する取組を取りまとめ、児童生徒、保護者及び教職員に周知を図っています。</p> <p>○引き続き、各種支援制度の周知や一層の利用促進に努めてまいります。</p>
<p>② 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化する。また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童相談所の設置について、児童福祉法で義務づけられている道と政令指定市に加え、中核市についても設置を促進するとともに、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する。</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</p> <p>○児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のためには、児童福祉司等の専門職員の増員など、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が情報を共有し、緊密な連携の下で見守りを行い、必要な支援に繋げることが重要です。</p> <p>○このため、道では、児童福祉司等の専門職員を計画的に増員してきたほか、新たな分室の設置による体制強化や、実践的なカリキュラムに基づく研修を通じた職員の対応能力向上を図ってきたところです。</p> <p>○また、地域の見守り支援機能が十分に発揮されるよう、各児童相談所の職員が直接市町村に出向き、要保護児童対策地域協議会の運営に関する技術的助言を行うなど、引き続き、関係機関と緊密に連携しながら、できる限り家庭に身近な場所で、子どもや家庭への支援が行われるよう、地域における児童相談体制の一層の充実に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>■道として、児童相談所の体制強化、専門職員の増員や相談体制の充実等、要請内容に係る一定の対応が行われているものと思料する。令和4年度の全道の児童相談所が虐待事案として相談対応した件数は前年度に比べて減少しているものの、依然として高い水準で推移しており、引き続き、実効性のある予防・防止対策が図られるよう、道の対応を注視していくこととしたい。</p>	<p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p> <p>○児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のためには、児童福祉司等の専門職員の増員やなど、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が情報を共有し、緊密な連携の下で見守りを行い、必要な支援に繋げることが重要です。</p> <p>○このため、道では、児童福祉司等の専門職員を計画的に増員してきたほか、新たな分室の設置による体制強化や、実践的なカリキュラムに基づく研修を通じた職員の対応能力向上を図ってきたところです。</p> <p>○なお、児童相談所の管轄区域については、改正令や自治体の状況等を踏まえて対応していくとともに、引き続き、各児童相談所の職員が直接地域に出向き、市町村要保護児童対策地域協議会の運営に関する技術的助言を行うなど、関係機関と緊密に連携しながら、できる限り家庭に身近な場所で、子ど</p>

2024年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
③ 「子ども食堂」は、単に食事の提供に留まらず、様々な体験や学習の場として、さらに進路相談、いじめや不登校・家庭内暴力相談など「子どもの人権」に係る問題への対応等、多様な機能と役割を有している。子どもの居場所づくり、さらに包括的な相談支援対策としての「子ども食堂」の有用性やその可能性を鑑み、北海道として、運営資金の継続的な支援、振興局単位での専門コーディネータの配置や運営者の相談窓口の明確化、全道的なネットワークの構築など、現行の取り組み状況を確認のうえ、更なる対策を講じていく。また、こども食堂への寄贈が増加するなか、保管スペースや配送車両等がなく、寄贈を断らざるを得ない状況も生まれていることから、地域物流ネットワーク構築に向けた専門事業者への積極的な働きかけを行う。	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</p> <p>○道では、北海道貧困対策ネットワーク事業を実施しており、子どもの居場所の設置促進や運営支援のため、コーディネーター派遣や相談窓口の設置を行っております。</p> <p>また、子どもの居場所を運営している方やこれから運営したいと考えている方に向けて、事例紹介や地域の活動報告などを行う研修会を実施し、地域で活動されている方たちのネットワークを構築するとともに、道内で寄贈物品の配布や運営相談等の中間的支援を担っている団体とも連携協力し、支援体制の更なる強化のため、全道的なネットワーク構築に向けて取組を進めているところです。</p> <p>○道では、子どもの居場所へ支援をいただける企業と「子どもの居場所への支援に係る連携・協力に関する協定」を締結しているほか、ホームページ等でも民間企業等に対し、子どもの居場所への支援を呼びかけているところです。</p>	<p>■子どもの貧困や居場所づくりへの関心とともに、その取組みや支援の輪が広がっている「こども食堂」に関し、道における設置促進や運営支援のためのコーディネーター派遣や相談窓口の設置、地域におけるネットワーク構築などの具体的側面支援の内容が回答で示され、道の取組みを評価したい。</p> <p>■また、こども食堂の運営にあたって課題となっている物流に関する要請に対しては、支援体制強化のための全道的ネットワーク構築に向けた取組みを進めているとの回答であり、今後の展開に期待したい。</p>	<p>もや家庭への支援が行われるよう、地域における児童相談体制の一層の充実に向けて取り組んでまいります。</p> <p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p> <p>○こども食堂等の子どもの居場所については、貧困対策のみならず、信頼できる大人との出会いや交流の場として、子ども達が成長していく過程におきまして大変重要な取組となっております。</p> <p>現在、子どもの居場所は多様な役割を期待されているところではありますが、道といたしましては、居場所において子ども達との交流を重ねることで見えてくる問題等に気づいた場合には、速やかに各種相談の窓口につないでいただくことが重要と考えております。</p> <p>○また、市町村において、子どもの居場所を活用して支援ニーズの高い子どもを見守り、必要な支援に繋げることができる体制を整備する場合には、国庫補助事業による運営費補助が可能となっているところです。</p> <p>○道では、令和2年度から北海道貧困対策ネットワーク事業を実施しており、子どもの居場所の設置促進や運営支援のため、コーディネーター派遣や相談窓口の設置などの側面的な支援を行っております。</p> <p>また、子どもの居場所を運営している方やこれから運営したいと考えている方に向けて、事例紹介や地域の活動報告などを行う研修会を実施し、地域で活動されている方たちのネットワークを構築するとともに、道内で寄贈物品の配布や運営相談等の中間的支援を担っている団体とも連携協力し、支援体制の更なる強化のため、全道的なネットワーク構築に向けて取組を進めているところです。</p> <p>○道では、子どもの居場所へ支援をいただける企業と「子どもの居場所への支援に係る連携・協力に関する協定」を締結しているほか、ホームページ等でも民間企業等に対し、子どもの居場所への支援を呼びかけているところです。</p>
(5) フードバンク活動の促進			
① フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づける。生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品	<p>○以下より道の所管はない旨、回答。</p> <p>※ 農政部：福祉分野として位置づけする所管ではない。 保健福祉部：フードバンクに関して所管していない。</p>	<p>■生活困窮者向けの食糧支援や災害時における被災者への食糧提供など、フードバンク活動の食品ロス削減に止まらない取組みは、福</p>	<p>【保健福祉部総務課】</p> <p>○フードバンクから福祉分野への食品の提供については、福祉行政を所管する部署が、必要に応じて関係する部署と連携しながら対応してまいります。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進する。		<p>祉・災害時対応における行政の機能を補完する見地からも有効と考える。現に、甚大な被害があった能登半島地震においても、これまでの災害で支援のノウハウを蓄積してきた民間団体による活動が行われている。</p> <p>本要請に対し道から所轄する部署がないため回答が困難との見解が示されたことは、前年回答で「必要に応じて関係する部署と連携しながら対応する」と表明していたことと比しても残念でならない。フードバンク団体が福祉分野における食糧支援に関与していくためには、行政側の体制構築が必要であり、改めて、福祉行政所管部署と関連する部署との能動的な連携を求めたい。</p>	
<p>② 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行および「食品ロス削減推進基本方針」(2020年3月31日閣議決定)を踏まえて策定された「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体の基盤強化(活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など)に向けた支援策、自治体とフードバンク団体との連携施策を拡充し、必要な財源を確保する。</p>	<p>【農政部 食の安全推進局食品政策課】</p> <p>○食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する取組であることから、道では、令和2年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、関係部局が連携して取組を進めております。</p> <p>○食品ロスの削減は、家庭や食品製造業及び外食産業などの各段階において食品ロスを発生させないことが重要ですが、まだ食べることができる未利用食品については、フードバンク活動も有効であることから、関係部署が連携し、国の事業の周知や消費者などの機運醸成を図っていきます。</p> <p><参考：国事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減総合対策事業(令和6年度1.4億円 令和5年度補正3.5億円) <p>大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会開催費等を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品アクセス確保対策推進事業(令和6年度0.1億円 令和5年度補正1.5億円) <p>地方自治体を中心に、社会福祉協議会、JA、食品事業者、NPO、フードバンク、こども食堂、こども宅食等の地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制の</p>	<p>■「北海道食品ロス削減推進計画」に基づく対応が図られているものと思料する。道としてフードバンク活動の周知や道民の機運醸成、フードバンク団体との連携構築に向けた取組みは、食品ロス削減推進のために効果的であると考える。引き続き、昨年末に消費者庁がまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を念頭においたフードバンクへの事業者の食品提供の促進やフードバンク団体の体制強化のための支援等の施策検討を求めたい。</p>	<p>【農政部食の安全推進局食品政策課】</p> <p>○食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する取組であることから、道では、本年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、関係部局と連携して取組を進めております。</p> <p>この計画においては、本道の食品ロスを削減し、「めざす姿」を実現するため、消費者、食品関連事業者等、関係機関・団体、行政などが相互に連携し、食品ロスを発生させないよう、道としては、道民への普及啓発として、食品ロス削減セミナーの開催、高校・大学等への出前講座の実施、年末年始の食べきりキャンペーンの実施や食品関連事業者と協働した取組などを行っております。</p> <p>○そうした中で、フードバンク活動は、未利用食品等を有効活用した食品ロスの削減につながる取組の一つであり、道では、道内でフードバンク活動を行っている団体に対し、未利用食品に関し、衛生的な取扱マニュアルの配付や食品製造業・卸売業者等からの食品の提供申出に関する周知をはじめ、食品の保管施設や運搬車両への支援などを行うことにより、食品関連事業者や消費者の理解を広げ、未利用食品の有効利用を図っております。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	構築に向けて、地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援。		
(6) 自死・多重債務対策等			
① 国内の 2022 年の自殺者数は 2 万人を超え、依然として子どもや若者、女性の自殺者数は増加傾向にあり深刻な状況が続いている。北海道においても依然として多くの尊い命が失われており、自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき策定された「北海道自殺対策行動計画」の目標を早期に達成するため、実効性のある施策を強力かつ迅速に推進する。	<p>【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p> <p>○道では、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の計画期間とした「第 4 期北海道自殺対策行動計画」を令和 5 年 3 月に策定し、12 の重点事項と 53 の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。</p> <p>○この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」、各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。</p>	<p>■都道府県別の自殺状況（厚労省自殺対策推進室作成）をみると、令和 4 年の北海道の自殺者数は前年比 7 名増の 984 名、自殺死亡率は 19.0 と、全国と比較しても高い自殺率であることがわかる。</p> <p>■道として「第 4 期北海道自殺対策行動計画」に基づく施策対応が行われているものと推察するが、計画目標（令和 9 年までに平成 28 年と比較して自死者 30%以上減少させる）の達成に向けては、継続的な取組みと計画の着実な推進が必要であり、引き続き道の動向に注目したい。</p>	<p>【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p> <p>○道では、改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の計画期間とした「第 3 期北海道自殺対策行動計画」を平成 30 年 3 月に策定し、11 の重点事項と 49 の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。</p> <p>○また、今年度においては、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 4 期北海道自殺対策行動計画」の策定に向けた検討を行っているところです。</p> <p>○この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」、各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。</p>
② 若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されている SNS 相談活動および「北海道こころの健康 SNS 相談」について、自殺対策における SNS 相談事業ガイドライン等を活用して相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。また、若年層からの SOS の出し方だけでなく、相談を受け止める側（民間委託先事業者の相談員を含む）の研修などにより、自殺予防教育の充実をはかる。更には、相談の次に求められる受け皿として、様々な形の居場所（リアルやネットによってつながる機会）の拡充が必要となることから、北海道地域自殺対策強化事業の補助を活用するなどして、多様な受け皿、居場所づくりに対する支援を充実させていくこと。	<p>【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】</p> <p>○令和 4 年度に実施した「SNS を活用した相談事業」実施結果については、当課のホームページで公表しています。</p> <p>○今年度は、5 月 1 日から 3 月 25 日までの毎週月曜日と、5 月 1 日から 5 月 14 日、長期休業前後の 8 月 7 日から 9 月 18 日まで及び 1 月 8 日から 1 月 31 日までの毎日の計 116 日間、事業を実施しているところです。</p> <p>○また、道保健福祉部では「北海道こころの健康 SNS 相談」を実施しており、いじめや自死防止へ向け、効果的な相談体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○なお、自殺に関する内容を含む相談に適切に対応できるよう、道教委と委託事業者が協議しながら相談に対応する相談員に対する研修の実施などに取り組んでいるところです。</p>	<p>■「SNS を活用した相談事業」や「北海道こころの健康 SNS 相談」など、この間の効果的な相談体制の構築に向けた道の対応を評価したい。また、相談員に対する研修の実施等、道として要請内容に係る一定の対応が図られているものと判断する。</p> <p>■引き続き相談事業の推進、体制整備を進めるとともに、切れ目のない相談支援や見守り・交流の場を確保することを目的とした多様な受け皿・居場所づくりのため、孤立対策に取り組む NPO 等との連携や活動支援策の検討・実施を要請していきたい。</p>	<p>【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p> <p>○道では、令和 3 年度から「北海道こころの健康 SNS 相談」を実施し相談体制の充実を図ってきたところであり、引き続き、若年層も含め、心の健康問題を抱える人が必要な相談を受けられる体制を確保していきます。</p> <p>○北海道地域自殺対策強化事業では、市町村等の実施する若者をはじめとする住民の孤立防止やメンタルヘルス向上を支援するための傾聴サロン等の居場所づくりに対して補助を行っています。また、事業実績や事業計画を精査し、北海道における更なる自殺対策の強化に資する事業に対し、補助を行うこととしています。</p> <p>【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】</p> <p>○令和 3 年度に実施した「SNS を活用した相談事業」実施結果については、当課のホームページで公表しています。</p> <p>○今年度は、5 月 16 日から 3 月 27 日までの毎週月曜日と、5 月 1 日から 5 月 14 日、長期休業前後の 8 月 8 日から 9 月</p>

2024年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
			<p>19日まで及び1月9日から2月1日までの毎日の計116日間に期間を拡充し、事業を実施しているところです。</p> <p>○また、昨年度から道保健福祉部では「北海道こころの健康SNS相談」を実施しており、いじめや自死防止へ向け、効果的な相談体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○なお、自殺に関する内容を含む相談に適切に対応できるよう、道教委と委託事業者が協議しながら相談に対応する相談員に対する研修の実施などに取り組んでいるところです。</p>
<p>③ 多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、北海道・多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携をはかる。また、引き続き、北海道として「多重債務相談強化キャンペーン」と連動した啓発活動、相談・支援活動を積極的に展開するとともに、ヤミ金撲滅に向けて一層の取り組み強化をはかる。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○貸金業法に基づく貸金業者に関しては、北海道内にのみ店舗を有する事業者について本道が登録・監督業務を所管（所管課：消費者安全課）しており、金融庁・各財務局・日本貸金業協会など関係機関と連携し、日々事業者の適法な業務実施について監督・検査を行っているところです。</p> <p>○引き続き、必要に応じて北海道多重債務対策協議会構成員とも連携の上、貸金業者の脱法行為を許さないよう、適切に事業者の監督・検査を行ってまいります。</p> <p>○また、北海道においては、国（多重債務者対策本部）が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンに併せて、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活再建の支援を図っているところです。</p> <p>○相談会の開催にあたっては、新聞への広告掲出やメディアの協力を得た広報など積極的な周知を行っております。</p> <p>○今後とも、北海道多重債務者対策協議会構成員をはじめ、関係機関と連携した取組を進めてまいります。</p> <p>○更に、道内でのヤミ金撲滅の取組につきましても、北海道多重債務者対策協議会などの場を活用した情報収集や交換に努めるとともに、警察への情報提供を積極的に行うよう努めてまいります。</p>	<p>■道として一定の対応が図られているものと判断する。引き続き、当協議会も構成メンバーとなっている北海道多重債務対策協議会との連携を密にし、多重債務対策をめぐる現状の把握、ヤミ金融撲滅、さらに成年年齢引下げを踏まえた対応等、一層の対策強化を求めるとともに、道における各種取組みの実践状況に注目していきたい。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○北海道においては、国（多重債務者対策本部）が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンに併せて、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活債権の支援を図っているところです。</p> <p>○また、相談会の開催にあたっては、新聞への広告掲出やメディアの協力を得た広報など積極的な周知を行っております。</p> <p>○今後とも、北海道多重債務者対策協議会構成員をはじめ、関係機関と連携した取組を進めて参りたいと考えております。</p> <p>○更に、道内でのヤミ金撲滅の取組につきましても、北海道多重債務者対策協議会などの場を活用した情報収集や交換に努めるとともに、警察への情報提供を積極的に行うよう努めてまいります。</p> <p>○また、貸金業法に基づく貸金業者に関しては、北海道内にのみ店舗を有する事業者について本道が登録・監督業務を所管（所管課：消費者安全課）しており、金融庁・各財務局・日本貸金業協会など関係機関と連携し、日々事業者の適法な業務実施について監督・検査を行っているところです。</p> <p>○引き続き、必要に応じて北海道多重債務対策協議会構成員とも連携の上、貸金業者の脱法行為を許さないよう、適切に事業者の監督・検査を行って参りたいと考えております。</p>
<p>④ 多重債務の誘発が懸念されるカジノ解禁について、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、カジノを誘致しない。</p>	<p>【経済部観光局観光振興課】</p> <p>○IRは、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する大きな可能性が期待される一方で、IRを取り巻く投資環境や観光需要などの動向は、コロナ禍を経て、大きく変化しているため、今後の社会経済情勢を見極めるとともに、先</p>	<p>■IR（統合型リゾート）の誘致に関しては、カジノ解禁・施設誘致によりギャンブル依存症の増加や反社会的勢力の介入などの問題が生じる恐れが指摘されている。こうした懸念も含め、道における中長期的な諸課題の整理に</p>	<p>【経済部観光局観光振興課】</p> <p>○IRは、民間投資や観光消費など、本道の発展に寄与する大きな可能性が期待される一方で、感染症の影響によるIR事業者の方々の経営状況や、世界の旅行需要等の社会経済情勢のほか、国における最初の区域認定申請に向けた他の自治体の取組状況なども注視していく必要があります。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	<p>行地域の取組状況や国の動向などを十分注視していく必要があります。</p> <p>○道としては、こうした状況も踏まえながら、中長期的な視点に立って、諸課題の整理を行い、必要な検討を進めてまいります。</p>	<p>際しては、冷静な分析と対応が求められることは言うまでもなく、引き続き、道の対応に注目したい。</p>	<p>○道としては、こうした状況も踏まえながら、中長期的な視点に立って、諸課題の整理を行い、北海道らしい I R コンセプトの構築に向け、取り組んでまいります。</p> <p>○なお、国際会議など M I C E の誘致につきましては、I R の誘致に関わらず、従前より取り組んできたところです。</p> <p>○M I C E 誘致の取組については、直接的な経済効果はもとより、本道の魅力を国内外に発信する貴重な機会であることから、道では、M I C E 主催者に対するプロモーションやコンベンション誘致促進助成を行うほか、道内市町村の M I C E 受入環境充実等の取組を支援しています。</p> <p>また、北海道 M I C E 誘致推進協議会事務局を担い、道の M I C E 先進地 8 都市とともに東京都などで開催される国内最大級の M I C E 展示会に出展し、本道への一層の M I C E 誘致に取り組んでいます。</p>
<p>⑤ 成人年齢の引き下げにより、18 歳、19 歳が 未成年者 取消権を行使できなくなったことから、若者が過大な債務を負うことがないよう、学校・家庭等における金融教育の充実や情報発信の強化をはかる。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○北海道においては、金融商品等に係るトラブル防止を呼びかける啓発資材を作成し、小・中・高等学校、大学等の生徒、学生を対象とした「学校訪問講座」等の際に配布して説明するなど、18 歳、19 歳などの若者が過大な債務を負うことがないよう、金融に関する消費者教育に取り組んでいるところです。</p> <p>○また、必要に応じて当課の H P をはじめ、メールマガジン、S N S など金融トラブルに関する情報を発信しています。</p> <p>【高校教育課】</p> <p>○成年年齢の引下げにより、高校在籍時に全ての生徒が成人を迎えることも踏まえ、成人として身に付けるべき、生涯を見通した経済の管理や、資産形成の視点を踏まえた指導が必要です。</p> <p>道教委では、教員の指導力向上に向けた研修講座において、家庭科担当の教員を対象として、金融の専門家による講義を実施するとともに、各学校に、連携可能な関係機関のリストや、企業と連携した実践事例を周知してきており、一部の学校では、金融機関の職員などを講師に招くなどして、生徒がライフプランや資産形成について主体的に考える学習活動に取り組んでおります。</p>	<p>■道として一定の対応が図られており、今後は消費者被害の状況等も踏まえつつ、学校段階のみならず社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、実践・定着していかなければならないと考える。道の回答にもあるとおり、成年年齢引下げ後の若年者に対する金融・消費者教育の充実、情報発信の強化、金融機関や消費者団体等の関係機関との連携などの取組みをより一層進めていくことが重要であり、今後の取組みに着目したい。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○北海道においては、道民の計画的・合理的な生活設計を促進し、道民生活の安定向上を図るため、消費者に対し金融商品等に係るトラブル防止を呼びかける啓発資材を作成し、道内各市町村及び消費者協会あてに配布し、金融に関する消費者教育に役立てていただいているところです。</p> <p>○また、必要に応じて当課の H P をはじめ、メールマガジン、S N S など金融トラブルに関する情報を発信しています。</p> <p>【教育庁高校教育課】</p> <p>○成年年齢の引下げにより、高校在籍時に全ての生徒が成人を迎えることも踏まえ、成人として身に付けるべき、生涯を見通した経済の管理や、資産形成の視点を踏まえた指導が必要です。</p> <p>○道教委では、現在、教員の金融に関する指導力の向上に向け、家庭科担当の教員に対し、教育課程研究協議会において、金融機関等の外部講師による講義を実施するほか、指導主事による学校訪問を通じて、実践的・体験的な金融教育の実施について指導・助言しています。</p> <p>○今後は、こうした取組に加え、消費生活センター等が開催する教員セミナーなど研修機会の一層の確保に努めるとともに、金融機関等と連携し、生徒がライフプランや資産形成について主体的に考える学習を導入するなど、より実践的な取</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>今後は、リスク管理も含め、金融機関等と連携をした実践的・体験的な学習活動をさらに進め、生徒が自主的・合理的に社会の一員として行動する自立した消費者となるよう、金融教育の一層の充実に向けてまいります。</p>		<p>組を進めるほか、家庭科の学習等における好事例を「高等学校教育課程編成・実施の手引」で周知することなどを通して、生徒一人一人が生涯にわたり、自立した生活を営むことができる資質・能力の育成に向けた金融教育の一層の充実に向けてまいります。</p>
(7) 住宅セーフティネットの拡充			
<p>① 住宅セーフティネット制度については、登録住宅を住宅確保要配慮者が実質的に利用できる状態になっているかを点検し、空室物件の確保や専用住宅の登録拡大をはかるとともに、家賃及び家賃債務保証料の低廉化補助を拡充する。また、同制度を機能させるために、居住支援協議会の設置・実働化や居住支援法人の指定を促進し、それらの活動への支援を強化する。</p>	<p>【建設部建築指導課】</p> <p>○道ではセーフティネット住宅の登録を促進するため、ホームページやイベントなどを通じて制度の周知等に努めているところです。</p> <p>道内では令和5年12月15日時点で、16,773戸のセーフティネット住宅が登録されており、空室物件は679戸、専用住宅は138戸となっています。</p> <p>今後も引き続き登録を促進するため、制度の周知を図っていくほか、家賃低廉化など補助制度の拡充について国に要望してまいります。</p> <p>○住宅セーフティネットの取組を促進させるために、道内の全市町村が構成員である北海道居住支援協議会で制度等の周知を図っているほか、居住支援協議会が設立されるよう説明会の開催や情報提供を行っています。</p> <p>市町村の居住支援協議会については、令和5年12月15日時点で、札幌市、旭川市、函館市、本別町においてが設立されており、今後も多くの地域において居住支援協議会が設立されるよう取り組んでまいります。</p> <p>○居住支援法人については、令和5年12月15日時点で、32の法人を指定しており、支援法人の活動の充実に向けては、北海道居住支援協議会に居住支援法人部会を設置し、推進しているところです。</p> <p>引き続き、ホームページやイベントなどを通じて住宅セーフティネットや居住支援法人の制度周知を行うほか、活動への支援の強化について国に要望してまいります。</p>	<p>■登録住宅数、居住支援法人数ともに前年比増加しており、道における制度の取組みが進んでいることを評価したい。道として制度拡充や支援の強化について国へ要望しているとのことであり、今後の取組みにも期待したい。</p>	<p>【建設部建築指導課】</p> <p>○道ではホームページ等でセーフティネット住宅制度の周知に努めているところであり、道内では16,061戸のSN住宅が登録されており、登録戸数は都道府県で16位となっています。(2022.11.18現在) 今後も引き続き制度の周知を図っていくほか、家賃低廉化や家賃債務保証料低廉化についても制度拡充を引き続き国に要望してまいります。</p> <p>○セーフティネット制度の周知については、全道市町村が構成員に含まれる北海道居住支援協議会などで周知しており、また、市町村における居住支援に関しては、札幌市、旭川市、本別町において居住支援協議会が設立されています。</p> <p>○今後も多くの地域において居住支援協議会が設立されるよう説明会や情報提供を行うなど、住宅セーフティネット制度の周知を行ってまいります。</p> <p>○居住支援法人については、昨年度の回答時から新たに3法人を指定し、1法人から指定解除の申し出があり、令和4年10月末時点で30法人を指定しております。引き続き、居住支援法人についての制度周知を行うとともに適宜指定を進めてまいります。</p>
<p>② 生活困窮者を食い物にする「貧困ビジネス」(追い出し屋、脱法ハウスなど)を根絶するための規制の強化を国に対し働きかけるとともに、北海道独自の規制を行うことを検討する。</p>	<p>○要請内容は国所轄事項のため回答が困難とのこと。</p>	<p>—</p>	<p>○要請内容は国所轄事項のため回答が困難とのこと。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>③ 住居を失う恐れのある方々や住居喪失者への住宅支援策として以下の対策を行うこと。</p> <p>a) 住居確保給付金のコロナ特例の一部恒久化（職業訓練給付金との併給、離職要件の緩和、再支給要件の拡大など）などの制度改善についての周知広報を強化し、住居を失う恐れのある方々の利用を促進する。</p> <p>b) 行政の保有する居住施設や公的住宅（公営・UR・公社）の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPOや居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行う。</p> <p>c) 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供する。</p>	<p>【建設部住宅局住宅課】</p> <p>○b. 札幌市内を除く道営住宅では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を理由に雇用先から解雇され、社員寮や社宅などから退去を余儀なくされる世帯に対して、最低家賃負担額である月額4,800円で提供しているところです。</p> <p>○民間住宅等に特化した回答は困難、改正住宅セーフティネット法については道の所管はないとのこと。</p>	<p>■項目a・cについては、道に所管がないため回答が示されなかった。また、bについては、コロナ禍における支援策が示されているが、様々な事情により住居を喪失した人に対して幅広くサポートする対策の検討を求めたい。</p>	<p>○民間住宅に関しては道では回答できない。</p> <p>【建設部住宅局住宅】</p> <p>○道営住宅では、入居者の収入が著しく低額である場合には、家賃の減免をしているほか、入居者又は同居者が病気にかかっているときや、災害により著しい被害を受けたときには、家賃の徴収を猶予しているところです。</p> <p>○札幌市内を除く道営住宅では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を理由に雇用先から解雇され、社員寮や社宅などから退去を余儀なくされる世帯に対して、最低家賃負担額である月額4,800円で提供しているところです。</p>
<p>④ 高齢者の居住用資産の有効活用により生活の安定・向上をはかるため、リバースモーゲージ制度の普及に向けた支援を講ずる。</p>	<p>○要請内容は道の所管にないため回答が困難とのこと。</p>	<p>—</p>	<p>(新規要請項目につき前年回答無し)</p>
<p>(8) 「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充</p>			
<p>① 政府は、労働移動を円滑化すべく、自己都合離職者に対する雇用保険給付条件の見直しを検討するなど、転職を後押しする姿勢を打ち出している。現行、本融資制度の対象となる「離職者」は、離職理由が「事業主都合」の場合に限られ、「自己都合」の場合は対象外となっており、政府方針との整合が求められる。ついては、自己都合離職者も融資対象となるよう、「離職者」の条件から離職理由を撤廃し、雇用保険を受給できる離職者すべてを融資対象者とする。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進についてですが、道としては、本制度を雇用のセーフティネットの一環として運用しており、これまで制度の普及に向け、周知・PRを実施してきたところです。</p> <p>本制度の他に一般金融機関の融資制度や公的支援サービスなどがありますが、どの貸付等を利用するかは利用者が選択すべきものと考えています。</p> <p>①国が自己都合離職者に対する雇用保険給付条件の見直し検討を開始したことは承知しており、今後の動向を注視してまいります。</p> <p>②融資対象者の拡充については、現在、制度改正を要求中です。</p> <p>③本制度を民間へ委譲し、道民のセーフティネット機能として運用するのであれば、現行の低金利での融資が求められるとともに、道からの出捐金の返還を要請することとなります。</p>	<p>■勤労者福祉資金融資制度は、生活資金に不安のある道内勤労者の福祉向上に資する制度としての位置付けにあり、近年、その利用が減少傾向にある一因としては、制度の普及・浸透に向けた対策が不十分であったことが考えられる。</p> <p>■本制度を真に広く道民・勤労者のセーフティネット機能として有効に活用されるべきと考えているが、道の回答は、①融資対象となる離職理由の見直しについては国の検討状況・今後の動向を注視していくこと、②融資対象者の拡充については制度改正を要求しているところのことであり、具体的事項は明示されず、また、道では制度普及に向けた対応は実施してきており、貸付の利用は利用者が選択すべきとの態様であった。</p> <p>加えて、③に関しては、必ずしも民間制度への移譲を要請しているものではなく、この間の道の消極的な対応を鑑み、別の手段・方法を検討</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○勤労者福祉資金の融資実績は年々減少傾向にあるが、令和3年度以降の大幅な減少は、コロナ禍による様々な支援制度が創設されたことによるもので、特に、社会福祉協議会が実施した無利子・無保証の「生活福祉資金特例貸付」の影響が大きいと考えております。</p> <p>また、制度の普及に向けては、これまでも、道のホームページによる周知や地下鉄の車両広告の実施、施策推進会議などの各種会議等を活用し、周知に努めてきたところでありますが、今後とも、金融機関や関係団体とも連携し、SNSを活用した新たな周知など効果的な方法について検討してまいります。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○融資対象者の拡充については、本年9月末で生活福祉資金特例措置が終了したことから、今後の資金ニーズについて注視していく必要があると考えておりますが、予算の増額が必須であり、これに必要な当事者ニーズの把握が不可欠となります。</p> <p>コロナ収束の先行きが見通せない現状において、正確なニーズ把握を行うことは難しいと考えますが、他県の取扱い例な</p>
<p>② 融資対象となる正規常用労働者の定義を「中小企業従業員」から勤務先を制限しない「勤労者」に変更し、職業による差別をなくし、労働者を公平・平等に支援する制度とする。道はSDGsの推進に積極的に取組んでおり、公的制度において差別や不平等の解消は不可欠と考える。なお、本要請に対し、道はこれまで4年に亘って「類似制度の状況やニーズの把握」を理由に結論を留保しているが、要請の主旨「勤労者・道民の福祉向上」や、知事道政</p>			

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>執行方針「道民の健康、暮らしを守ることを最優先」に沿って良し悪し(道民のためになるのかならないのか)を判断すべきであり、SDG s のスローガンである「誰一人取り残さない」ため、少しでも道民のためになるのであれば、類似制度の利用状況やニーズの多寡に囚われる必要はないと考える。</p> <p>③ 道民のセーフティネット機能として有効活用されるよう制度の普及や改善に関する要請を繰り返し行っているが、昨年の回答では、普及対策として、6年前に関連団体が実施した地下鉄広告を例に挙げ、対象者拡充については、予算増額の根拠となるニーズ把握の難しさを謳うなど、至って消極的な対応に留まるものであった。損失補償等の実質的な財政負担がない制度下において、予算は金融機関預託金に限定されるが、超低金利環境では預託金の役割や需要は薄らいでいることから、予算の増額を第一義とすることはなく、従来予算の範囲内での運用(利用残高や預託金に上限を設定)で対応は可能と判断する。本件の要請に対し、検討経過や方向性を示すことなく何年にも亘って結論を先延ばしし、今後も同様の対応に終始するのであれば、今助けを求めている道民にとってのセーフティネットとして十分とは言えず、柔軟かつ迅速な対応が可能な民間制度への委譲を検討する。</p>		<p>討することも考えられるということを提示したものであり、今後の対応姿勢に重きをおいている。本要請事項に対し、道より民間へ委譲した場合における設定金利水準への言及や出捐金の返還を求めると断定して回答されたことに遺憾の意を示す。</p> <p>■本件に関しては、当協議会加盟団体である北海道労信協とも共有・連携しており、今次要請行動における他の項目とは切り離して協議・対応を進めてきたい。</p>	<p>ども参考にしながら、関係機関とも連携し、ニーズの把握に努めてまいります。</p> <p>(新規要請項目につき前年回答無し)</p>
4. 消費者政策の充実強化			
<p>(1) 地方消費者行政の充実・強化</p> <p>北海道は、地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかる。</p> <p>また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、地方自主財源の増強を含め、地方消費者行政予算を確保する。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○道では、地方消費者行政担い手育成事業の実施や道立消費生活センターによる市町村における苦情相談に対する支援などを通じて、地域の消費生活相談窓口の維持・向上や、相談員をはじめとする人材の確保・育成等に取り組んでいます。</p> <p>○また、「地方消費者行政強化交付金」については、地方消費者行政の充実・強化のため、全国知事会等を通じて、交付金の総額確保はもとより、補助率の嵩上げ及び使途の拡充など財政支援の維持強化等を、国に対し要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、長期的な財政支援について要望していくとともに、交付金を活用しながら、道内の消費者行政が充実・強化されるよう取り組んでまいります。</p>	<p>■前年と同一回答であり、道として一定の対応が行われているものと判断する。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○道では、地方消費者行政担い手育成事業の実施や道立消費生活センターによる市町村における苦情相談に対する支援などを通じて、地域における消費生活相談窓口の維持・向上や、相談員をはじめとする人材の確保・育成等に取り組んでいます。</p> <p>○また、「地方消費者行政強化交付金」については、地方消費者行政の充実・強化のため、全国知事会等とも連携し、交付金の総額確保はもとより、交付率のかさ上げなど財政支援の充実・継続を要望しているところです。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
			今後も引き続き、国に対し、長期的な財政支援について要望していくとともに、交付金を活用しながら、道内の消費者行政が充実・強化されるよう取り組んでまいります。
<p>(2) 消費者団体の公益的活動に対する支援</p> <p>北海道は、現に公益的な活動を行う適格消費者団体、特定適格消費者団体および各地に設立されている消費者団体に対し、その意義を社会的にも評価し、財政面・情報面の支援を行うこと。なかでも、「NPO 法人 消費者支援ネット北海道」が 2021 年 10 月に国内で 4 団体目となる特定適格消費者団体の認定を受けたことを踏まえ、当団体の公益的活動が持続的に展開できるよう、継続して財政面・情報面での最大限の協力と支援を行う。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○道は、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとしており、団体の活性化・体制強化を図るために、その活動を支援しています。</p> <p>○「NPO 法人消費者支援ネット北海道」にあつては、事業者への申入れや違法行為の差止めに関する活動、さらには消費生活相談員向けの分かりやすい解説資料の作成などを活発に実施していただいております、訴訟案件になったものは、概ねホクネット側の主張に沿った形で和解が成立するなど、特定適格消費者団体として十分な成果を上げているものと認識しています。</p> <p>○道においては、国の地方消費者行政強化交付金の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、引き続き、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、当該法人の行う活動を支援してまいります。</p>	<p>■回答内容から、当協議会が会員となる「NPO 法人消費者支援ネット北海道」の活動とその成果について、道としても認めているものと推察する。引き続き、当該団体をはじめとする消費者団体との連携により、複雑化する消費者取引の適正化および消費者被害の未然防止に向けた対応を求めたい。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○「NPO 法人消費者支援ネット北海道」にあつては、事業者への申入れや違法行為の差止めに関する活動、さらには消費生活相談員向けの分かりやすい解説資料の作成などを活発に実施していただいております、訴訟案件になったものは、概ねホクネット側の主張に沿った形で和解が成立するなど、特定適格消費者団体として十分な成果を上げているものと認識しています。</p> <p>○道においては、国の地方消費者行政強化交付金の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、引き続き、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、当該法人の行う活動を支援してまいります。</p>
<p>(3) 地域における消費者教育の推進</p> <p>北海道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」および「第 3 次北海道消費生活基本計画」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進める。特に、2022 年 4 月 1 日に施行された成年年齢の 18 歳への引き下げについて、情報の周知を図るとともに、若年層への消費者教育の充実・強化を図る。また、増加する高齢者単独世帯への対策、SDGs の目標に沿った「エシカル消費」「COOL CHOICE」の啓発等、消費者育成の施策を継続・強化する。</p>	<p>【経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課】</p> <p>○本道は家庭からの温室効果ガス排出量が全国比 1.3 倍と多いことから、各家庭からの排出量を見える化するため、スマートフォンアプリ「北海道ゼロチャレ！家計簿」を開発し、市町村や各種団体の協力も得ながら、普及啓発に取り組んでいます。</p> <p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○消費者教育の推進にあつては、道では、国の基本方針を踏まえつつ、地域社会における消費者問題に対する解決力の強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するため、消費者を対象に講座やセミナーを開催しており、市町村においても、様々な取組が進められていると承知をしております。今後も国の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、消費者教育が充実・強化されるよう取り組んでまいります。</p>	<p>■環境問題に係る消費者の行動変容促進に向けた対策として、スマートフォンアプリを開発する等、普及啓発に向けた取組みを進展させていることは評価することができる。</p> <p>■成人年齢の 18 歳引き下げに伴う若年層向け消費者教育の対策が求められており、特にローン契約や投資など金融サービスの内容や関連するトラブル（詐欺等）やリスク（過剰債務リスクや運用リスク等）に係る教育と啓発が必要となっている。各種消費者被害の防止に向けた対策を含め、引き続き、道としての効果的・継続的な取組みを求めたい。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○消費者教育の推進にあつては、道では、国の基本方針を踏まえつつ、地域社会における消費者問題に対する解決力の強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するため、消費者を対象に講座やセミナーを開催しており、市町村においても、様々な取組が進められていると承知をしております。今後も国の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、消費者教育が充実・強化されるよう取り組んでまいります。</p> <p>○また、2022 年 4 月 1 日から施行された成年年齢の引き下げに伴い、毎月、「若年者のための消費生活サポート情報」をホームページ、Twitter、ブログ等で周知し、注意喚起を行っています。</p> <p>○さらに、啓発資材の作成・配布、展示や、ホームページでの情報提供などの普及・啓発により、消費者に社会問題や環境問</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	<p>○また、成年年齢の引き下げに関して、毎月、「若年者のための消費生活サポート情報」をホームページ、SNS、ブログ等で周知し、注意喚起を行っています。</p> <p>○さらに、啓発資材の作成・配布、展示や、ホームページでの情報提供などの普及・啓発により、消費者にエシカル消費等SDGs 達成に貢献する消費行動を促すとともに、増加する高齢者単独世帯への対策についても、地域の見守りネットワークを活用した高齢者等へのきめ細やかな情報提供を行うなど、様々な主体と連携しながら、さらなる消費者被害の防止に取り組んでまいります。</p>		<p>題への積極的な行動を促すとともに、増加する高齢者単独世帯への対策についても、地域の見守りネットワークを活用した高齢者等へのきめ細やかな情報提供を行うなど、様々な主体と連携しながら、さらなる消費者被害の防止に取り組んでまいります。</p>
<p>(4) 消費者と事業者の良好な関係性の促進</p> <p>北海道は、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者がともに尊重し合い良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めるとともに、問題が発生した際に企業が採るべき対策の指針を周知し共有化をはかる。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○令和2年6月1日から適用されている国の『事業者が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の中で、事業者が顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組例（相談体制の整備、顧客等の迷惑行為への対応マニュアルの作成や研修の実施など）が示されています。</p> <p>○また、国では令和4年2月に顧客等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を策定し、啓発リーフレットやポスター等で周知を行っており、道においては、令和4年4月にハラスメント対策推進セミナーを開催したところであり、今後とも、地域における労働問題セミナーや、労働団体が製作した「悪質クレームCM動画」を道のホームページに掲載して広く発信するなど事業者によるカスタマーハラスメントへの適切な対応を促してまいります。</p>	<p>■各種セミナーの開催や「悪質クレームCM動画」のHPへの掲載等、道として一定の対応が図られているものと判断する。一部消費者の著しい迷惑行為への対応については、国からも指針が示されており、継続した取組みを求めたい。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○道では、北海道のホームページに、消費者庁による『消費者と事業者との適切なコミュニケーション』に関するコラムを掲載し、啓発を図っております。</p> <p>○令和2年6月1日から適用されている国の『事業者が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の中で、事業者が顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組（相談体制の整備、顧客等の迷惑行為への対応マニュアルの作成や研修の実施など）が定められています。</p> <p>○また、国では令和3年度に顧客等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を策定し、啓発リーフレットやポスター等で周知を行っており、道においては、令和4年4月にハラスメント対策推進セミナーを開催したところであり、今後とも、地域における労働問題セミナーや施策説明会等を活用してそのマニュアルの周知を図り、事業者によるカスタマーハラスメントへの適切な対応を促してまいります。</p>
<p>5. ディーセント・ワークの確立</p> <p>(1) 最低賃金の引き上げ、公契約に関する条例等の制定</p>			

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>① 最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引上げと地域間格差の是正に向け、まずは「誰もが時給 1,000 円」の到達を早期に達成するとともに最低賃金の遵守を徹底する。</p> <p>② 公的機関が民間企業などへ委託・発注するすべての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約に関する条例を制定する。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>①最低賃金は、労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、その引き上げは、多くの働く方々の生活向上に寄与するものでありますことから、労使双方が関係法令を十分理解し、これを遵守することが重要と考えており、今後とも北海道労働局と連携して最低賃金の引き上げが遵守されるよう周知・啓発に努めるとともに、中小企業が賃金支払い能力を高めることができるよう、国に対し、最低賃金の引き上げを図る企業への助成制度の拡充を求めてまいります。</p> <p>②道では、賃金などの労働条件については、法定労働条件の範囲内において、個々の労使当事者間で自主的に決められるべきものと考えていることなどから、公契約の新たな条例制定は行わず、受注者への文書による要請などにより、適正な労働条件の確保に努めています。</p> <p>要請文では、本庁各部局や出先機関等が発注する工事の受注者や委託業務の受託者をはじめ、指定管理者や行政財産の使用許可を与える事業者に対し、適正な賃金の支払や労働条件の明示、労働災害の防止などについて、十分な配慮がなされるよう要請しているところであり、今後とも、こうした取組のほか、国と連携して関係法令や各種支援制度の周知を図るなどして、労働者が安心して働ける職場環境づくりに取り組んでまいります。</p>	<p>■道は、最低賃金審議会の構成に属さないため最低賃金の決定に直接関与しないが、最低賃金の遵守に係る道としてのスタンスが示されたことは評価したい。引き続き、昨年 10 月 1 日から発効している北海道の最低賃金 960 円の遵守に向けた対策の徹底を求めるとともに、物価高における実質賃金の実態に即したナショナルミニマム水準への引き上げと地域間格差の是正に向け、関係先への働きかけ強化を求めたい。</p> <p>■残念ながら、前年同様、公契約条例の制定に対する道としての消極的姿勢が示された。自治体財政の逼迫や競争入札制度の導入などを背景に、公共事業や委託事業の発注価格が引き下げられてきた結果、自治体が発注している仕事で働く人たちの間に雇用不安や賃金水準の低さ等の労働条件の悪化が問題となり、全国においてはこうした問題に対して入札制度の改善、指針や条例による公契約の適正化を推進している自治体が存在する。引き続き道への要請を継続し、関係団体への要請に止まることない主体的な対策の実施を求めたい。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○最低賃金は、労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、その引き上げは、多くの働く方々の生活向上に寄与するものでありますことから、労使双方が関係法令を十分理解し、これを遵守することが重要と考えており、今後とも北海道労働局と連携して最低賃金の引き上げが遵守されるよう周知・啓発に努めるとともに、中小企業が賃金支払い能力を高めることができるよう、国に対し、最低賃金の引き上げを図る企業への助成制度の拡充を求めてまいります。</p> <p>○道では、賃金などの労働条件については、法定労働条件の範囲内において、個々の労使当事者間で自主的に決められるべきものと考えていることなどから、公契約の新たな条例制定は行わず、受注者への文書による要請などにより、適正な労働条件の確保に努めています。</p> <p>要請文では、本庁各部局や出先機関等が発注する工事の受注者や委託業務の受託者をはじめ、指定管理者や行政財産の使用許可を与える事業者に対し、適正な賃金の支払や労働条件の明示、労働災害の防止などについて、十分な配慮がなされるよう要請しているところであり、今後とも、こうした取組のほか、国と連携して関係法令や各種支援制度の周知を図るなどして、労働者が安心して働ける職場環境づくりに取り組んでまいります。</p>
<p>(2) 障がい者雇用の促進</p> <p>障がい者一人ひとりの特性や場面に応じた合理的配慮の提供や差別禁止の徹底が適切に実施されるよう指導するとともに、道、市町村、及び関連公的機関の雇用率を引き続き調査・公表し、透明性のある運営を行う。あわせて、北海道の策定する「障がい者活躍推進計画」を着実に進めていくとともに、道内民間企業に対する法定雇用率の速やかな達成に向けた取り組みや法定雇用義務が進んでいない中小事業主への対策を進める。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○障がい者雇用率は、毎年 6 月 1 日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されておりますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団体等や障がい者雇用率が法定雇用率未満の公的機関に対し、北海道労働局長と連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がいのある人への合理的な配慮の提供などを内容とする障がい者雇用の一層の促進について、要請を行っております。</p> <p>また、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関</p>	<p>■前年と同一の回答である。引き続き、「障がい者活躍推進計画」の進捗状況を注視していくとともに、障害者雇用の継続的な推進と障害者一人ひとりの活躍の推進等、障害者の活躍の場拡大のための取組みが進展していくことを期待したい。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○障がい者雇用率は、毎年 6 月 1 日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されておりますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団体等や障がい者雇用率が法定雇用率未満の公的機関に対し、北海道労働局長と連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がいのある人への合理的な配慮の提供などを内容とする障がい者雇用の一層の促進について、要請を行っております。</p> <p>また、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関</p>

2024年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	<p>心を高めるとともに、事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。</p> <p>○今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。</p> <p>【総務部人事局人事課】</p> <p>○障がい者の雇用率の調査・公表につきましては、令和2年度に策定した「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づき、当該計画の目標達成状況を道のホームページで公表するなど透明性のある運営を行うとともに、当該計画の取組などを推進し、雇用率目標の達成に向けて、今後も適切な対応を行ってまいります。</p>		<p>心を高めるとともに、事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。</p> <p>○今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。</p> <p>【総務部人事局人事課】</p> <p>○障がい者の雇用率の調査・公表につきましては、令和2年度に策定した「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づき、当該計画の目標達成状況を道のホームページで公表するなど透明性のある運営を行うとともに、当該計画の取組などを推進し、雇用率目標の達成に向けて、今後も適切な対応を行ってまいります。</p>
<p>(3) 職場におけるハラスメントの防止</p> <p>北海道は、職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、ハラスメント対策関連法にもとづき、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底する。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○道では、労働相談ホットラインを設置し、労働問題の専門家である社会保険労務士が労働者・事業者双方からのハラスメントなどの電話相談に傾聴・助言や制度の紹介など丁寧な対応を行っております。</p> <p>○また、各振興局で開催する労働問題セミナーにおいて、職場におけるハラスメント防止対策について説明を行い、事業主に適切な対応を促すほか、働き方改革に取り組む道内企業を認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」におきまして、「ハラスメントの防止に向けた取組」を評価基準に盛り込むなどして、その取組を推進しているところです。</p>	<p>■前年と同一の回答であり、道として一定の対応が図られているものと判断する。職場におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けては継続的な取組が必要であり、関係法令に基づく必要な措置が適切に講じられていくよう、引き続きその対応を求めていく。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○道では、労働相談ホットラインを設置し、労働問題の専門家である社会保険労務士が労働者・事業者双方からの人間関係やハラスメントなどの電話相談に傾聴・助言や制度の紹介など丁寧に対応を行っております。</p> <p>○各振興局で開催する労働問題セミナーにおいて、職場におけるハラスメント防止対策について説明を行い、事業主に適切な対応を促すほか、本年4月にハラスメント対策推進セミナーを開催したところであり事業主に対し、パワーハラスメント防止対策の義務化について周知しております。</p> <p>○また、働き方改革に取り組む道内企業を認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」におきまして、「ハラスメントの防止に向けた取組」を評価基準に盛り込むなどして、その取組を推進しているところです。</p>
<p>(4) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>① 北海道は、「北海道働き方改革推進方策」および「北海道働き方改革推進企業認定制度」の有効性や改善すべき点を確認しながら、仕事と家庭・子育ての両立を促進するために、特に男性の労働時間短縮など、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに加え、テレワーク等の働き方改革を促進するなど、労働者福祉の増進がはかられる対策を強化する。その際、テレワーク等になじまない職種に従事する労働者も含めて対策を講じる。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。</p>	<p>■回答内容は前年とほぼ同一である。道では、労働者福祉の増進を目的とした「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施し、企業の自主的な働き方改革の取組を促進している。ワーク・ライフ・バランスの推進は、病気や介護など様々な事情を抱える人も働きやすくなるほか、リスキリングや副業など多様な人生</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として、「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	<p>○認定制度は、労働時間短縮や有給休暇取得促進、テレワーク等の多様な働き方の導入、仕事と育児の両立支援などに取り組む「就業環境の改善」のほか、「多様な人材の活躍」、「生産性の向上」の3つの視点で評価しており、認定企業には、労働者向け融資などの優遇措置を設けています。</p> <p>○また、道が実施する就業環境実態調査において、道内事業所のテレワーク導入状況を調査するとともに、テレワーク導入後に直面する「労務管理」などの課題を解決するためにマニュアルを策定して周知・啓発を行っております。</p> <p>○道としては、こうした取組を通じ、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。</p>	<p>設計を後押ししていくものである。また、2024年4月から業務の特性などを理由に猶予されていた運転手や医師、建設業などに時間外労働の上限規制が適用され、人手不足や業務に支障をきたす可能性が考えられることから、係る道の各種対応に注視し、対策の継続・強化を要請していきたい。</p>	<p>○認定制度は、女性や高齢者など「多様な人材の活躍の取組」、労働時間短縮や仕事と育児・介護の両立支援など「就業環境の改善の取組」、新たなマーケット開拓や労働生産性向上のための技術導入など「生産性の向上の取組」の3つの視点で評価しております。</p> <p>○また、テレワークに関する調査を実施して、使用者側から、テレワークを導入して分かった課題を把握するとともに、その課題解決のためにテレワークの労務管理等のマニュアルを策定して周知・啓発を行うなど、長時間労働の防止や労働安全衛生の確保に努めております。</p> <p>○道としては、経済団体を通じ、認定制度の周知を図っているほか、優遇措置の追加（労働者向け融資、経済部の公募型プロポーザルにおける企画提案審査の加点）などを行っており、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。</p>
<p>② 北海道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。また、介護従事者が働き続けられるよう、国とも連携して賃金・処遇の大幅な改善をはかるとともに、介護保険が適用にならない市町村の財源で運営される事業所の介護従事者についても賃金・処遇の改善を図られるよう支援・指導を行う。</p>	<p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p> <p>○地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じるとともに、サービスに繋がりにくい方など困難事例への対応や、虐待防止、認知症の方への支援など、総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。</p> <p>また、介護保険サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などにより、本人や家族のニーズに応じて適切に計画を作成した上で行っているところです。</p> <p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成21年の交付金に始まり、平成24年に介護報酬に組み込まれて以降も数次に渡り見直しが行われ、令和元年からは特定処遇改善加算の制度が創設されました。さらに令和4年2月からは給与の3%程度のベースアップを目指す新たな交付金制度が導入され、10月から介護報酬に組み込まれたところです。</p> <p>なお、令和6年度介護報酬改定において、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所で活用されるよう、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた加算制度の一本化について検討</p>	<p>■地域包括支援センターについて、地域における相談窓口としての重要性に鑑みた周知が実施され、道として一定の対応が行われているものと思料する。</p> <p>■介護従事者の確保については、道としても課題認識されており、この間、継続して処遇改善に向けた取組を実施していることが回答されている。2025年には後期高齢者が急増する超高齢社会が訪れることとなり、介護人材の不足を解消することは喫緊の課題であり、引き続き、全ての介護従事者等に対する賃金・処遇の改善を図られるよう、国に対する働きかけや、各事業所等への周知・指導と支援の実施を求めています。</p>	<p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p> <p>○地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じるとともに、サービスに繋がりにくい方など困難事例への対応や、虐待防止、認知症の方への支援など、総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。</p> <p>また、介護保険サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などにより、本人や家族のニーズに応じて適切に計画を作成した上で行っているところです。</p> <p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成21年の交付金に始まり、平成24年に介護報酬に組み込まれて以降も数度の見直しが行われ、令和元年からは特定処遇改善加算の制度が創設されました。さらに本年度は給与の3%程度のベースアップを目指す新たな交付金制度が導入され、10月から介護報酬に組み込まれたところです。</p> <p>なお、特定処遇改善加算と本年度のベースアップ加算は介護職以外への配分も事業所の判断で認められており、制度の趣旨について集団指導等の場を通じた事業所周知に努めていきます。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>が進められており、制度の趣旨などについて適時適切に事業所等への周知に努めていきます。</p> <p>○ 道としては、今後とも、介護従事者の確保に努めるとともに、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実や、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善が図られるよう引き続き国に要望してまいります。</p>		<p>また、本年度実施しているベースアップの取組については介護保険が適用にならない老人施設で働く介護従事者についても同様の効果が得られるよう、軽費老人ホームについては道が実施している運営費補助において措置を講じたところであり、養護老人ホームについては所管する市町村に対し対応を促す文書を通じたところ。</p> <p>○道としては介護従事者の確保に向け、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実や、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善について引き続き国に要望してまいります。</p>
<p>③ 北海道は、待機児童の解消と感染症拡大時の危機を想定し、継続して保育士の人材確保、処遇改善をはかるとともに、保育の質の向上、事故防止等の観点から教育訓練を実施・促進する。</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】</p> <p>○保育士の処遇改善について、国はこれまで、公定価格における人件費の積み増しや、キャリアアップの仕組みによる処遇改善加算に係る要件の見直しなどに取り組んできたところであり、12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、保育士の配置基準改善と更なる処遇改善が盛り込まれたことから、道としては、その動向を注視してまいります。</p> <p>○道としては、保育人材確保について、処遇改善加算の取得促進やキャリアアップ研修の実施に対する支援により、保育士の処遇やICT活用により職場環境の改善に取り組んでいるほか、新しい保育人材の育成に向け、資格取得のための返還免除型の修学資金の貸付の実施や、保育の補助業務に従事する子育て支援員の養成、保育現場を離れた保育士の再就職のための準備金の貸付等に取り組んでいるところ。また、現在、道内の保育士等の実態調査を実施し、結果を踏まえた保育人材確保のための課題等の把握に努め、今後も待機児童の解消に向け必要な取組を進めてまいります。</p> <p>○また、保育現場における事故防止に向けて、国のガイドラインに沿った安全確保について指導するほか、計画的に実施する保育所等への指導監査において各施設が研修会等の参加に向けて積極的に取り組むよう働きかけてまいります。</p>	<p>■前年と同様、保育人材確保と人材の育成に向けた対応状況が回答されており、道として一定の対応が図られているものと判断する。「こども未来戦略」では、加速化プランとして保育士配置基準の見直しや保育士の処遇改善等の具体的施策が示されており、今後とも、国との適切な役割分担のもと各種施策の検討、取組の進展に注目していきたい。</p>	<p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p> <p>○保育士の処遇改善について、国はこれまで、公定価格における人件費の積み増しや、キャリアアップの仕組みによる追加的な処遇改善加算に係る要件の見直しなどに取り組んできたところ。</p> <p>○道としては、保育人材確保について、処遇改善加算の取得促進やキャリアアップ研修の実施に対する支援により、保育士の処遇や職場環境の改善に取り組んでいるほか、新しい保育人材の育成に向け、資格取得のための返還免除型の修学資金の貸付の実施や、保育の補助業務に従事する子育て支援員の養成、保育現場を離れた保育士の再就職のための準備金の貸付等に取り組んでいるところであり、今後も待機児童の解消に向け必要な取組を進めてまいります。</p> <p>○また、保育現場における事故防止に向けて、国のガイドラインに沿った安全確保について指導するほか、計画的に実施する保育所等への指導監査において関係団体が研修会へ積極的に参加するよう働きかけてまいります。</p>
6. 安心・信頼できる社会保障の構築			
(1) 子育て支援			
<p>① 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中に拡充するとともに、改正育児・介護休業法の4月施行も踏まえて、両親学級などの</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】</p> <p>○全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じ</p>	<p>■安心して出産・子育てができる環境を整えるため、国の出産・子育て応援交付金事業を活用</p>	<p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p> <p>○道では、妊婦の方々をはじめ女性の健康に関する様々な悩みや不安に対する「女性の健康サポートセンター」を各保健所</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
支援について、男性も参加しやすく出産・育児について共に学べる内容に改善・充実させる。	<p>た支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援交付金事業を着実に実施してまいります。</p> <p>○また、出産・育児への支援については、妊産婦だけでなくその家族も含めたサポート体制の充実を図るため、道内の産科医療機関や助産所、市町村の母子保健担当者等を対象として研修会を開催し、理解促進や好事例紹介など実施しているところです。今後とも、市町村における支援体制の整備を進めるため、市町村に対して父親支援も含めた産前・産後サポート事業等を実施する場合の国庫補助金の活用を促進するなど支援体制の整備について働きかけてまいります。</p>	<p>した事業をはじめ、妊産婦とその家族も含めたサポート体制の整備、幼児期の学校教育や保育・地域の子育て支援の量の拡充や質の向上に向けた取組みが着実に進められており、道として一定の対応が行われているものと思料する。</p> <p>政府が「異次元の少子化対策」を掲げるなか、具体的な実施策の中心を担うのは自治体であり、道として子育て支援策の充実を図る取組みに係る要請対応を継続していきたい。</p> <p>■また、保育業界での人手不足は深刻さを増しており、人材確保や保育の質の向上につなげる取組みが急がれる。「こども未来戦略」における加速化プランとして保育士配置基準の見直しや保育士の処遇改善等の具体的施策が示されており、国とともに適切な役割分担のもと各種施策の検討、取組みの進展に注目していく。</p>	<p>に設置し、幅広く相談対応を行うとともに、市町村の保健師や保育士等を対象とした研修会を開催するなどして母子保健事業や子育て支援事業の充実に努めているところです。</p> <p>○産後ケアについては、事業の普及を図るため、道内の産科医療機関や助産所における産褥ケアや授乳指導などの産後支援に係る取組状況を市町村へ情報提供するとともに、市町村や産科医療機関に勤務する保健師や助産師などを対象として、理解を深めるための研修会を開催しているところです。また、市町村における産後のサポート体制の整備を進めるため、今後とも、市町村に対して産後ケア事業を実施する場合の国庫補助金の活用を促進するほか、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援の提供を行う「子育て世代包括支援センター」の整備について働きかけてまいります。</p>
② 北海道は、必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実する。保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善する。	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】</p> <p>○地域における保育サービスの充実や幼児教育・保育の質の確保等について、道では、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいた取組が進むよう、計画的なサービス提供体制の確保に向けて、必要な助言を行うとともに、施設整備費、運営費、教育・保育の質の向上等に要する費用に対する補助を実施するなど、市町村と協力して幼児教育・保育の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>○また、保育・幼児教育の人材については、保育士の離職時の届出による復職支援、就職準備金等の貸付などによる人材の確保のほか、処遇改善については収入を3%（月額9,000円程度）引き上げるための加算の取得やキャリアアップ研修の受講促進、保育の補助業務に従事する子育て支援員を養成し、業務負担軽減につなげるなどの処遇改善を図っているところです。</p> <p>○12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、保育士の配置基準改善と更なる処遇改善が盛り込まれたところであり、道としては、その動向を注視しながら、地域実情を踏まえた配置基準の見直しや公定価格の設定について、今後ともあらゆる機会を通じ、国へ要望してまいります。</p>		<p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p> <p>○子ども・子育て支援新制度の充実については、市町村において子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を進めているところであり、道としては、計画的にサービスの確保が行われるよう、必要な助言等を行うとともに、受け皿確保のための費用や事業実施に要する費用に対する支援を行っているところです。</p> <p>○また、保育・幼児教育の人材については、保育士の離職時の届出による復職支援、就職準備金等の貸付などによる人材の確保のほか、処遇改善については収入を3%（月額9,000円程度）引き上げるための加算の取得やキャリアアップ研修の受講促進、保育の補助業務に従事する子育て支援員を養成し、業務負担軽減につなげるなどの処遇改善を図っているところです。</p> <p>○国においては、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の報告に基づき、給付の在り方の見直しや研修体系の構築などの取組を進めることとしており、道としても、こうした動向を注視しつつ、引き続き処遇改善に必要な財源確保について国へ要望してまいります。</p>
(2) 安心の医療・介護体制の整備			
【医療分野】			

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
① 総合診療医・家庭医や訪問看護師の育成などの推進による、在宅医療の受け皿の拡充と地域包括ケアシステムの構築をはかる。	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】 ＜総合診療医・家庭医の育成＞</p> <p>○広域分散で医師が偏在する本道において、適切な医療サービスを効率的に提供するためには、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる、いわゆる家庭医の役割も持つ総合診療医の養成・確保が重要と考えています。</p> <p>○このため、道では、平成 28 年度から、総合診療医の育成を担う基幹施設等における指導体制の強化のため、指導医の養成に係る経費などを支援してきたほか、ガイドブックの作成・配布や特設サイトの設置などを通じて、道内の専門研修プログラムを道内外へ周知するとともに、関係学会との連携による医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に要する経費の支援など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>○道としては、引き続き、これらの取組を進めるとともに、地域住民を対象に総合診療に関する普及啓発を行う医療機関に支援するなどして、総合診療医の育成に努めてまいります。</p> <p>＜訪問看護師の育成・確保＞</p> <p>○道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや関係機関との連携も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。</p> <p>○また、訪問看護に関心のある看護職員が、訪問看護ステーションで実地研修を受けられる仕組みを整備するなど、訪問看護ステーションの就業促進、人材確保に取り組んでいるところです。</p> <p>○更に、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅での療養生活を支える上で中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。</p>	<p>■総合診療医・家庭医、訪問看護師の育成について、前年とほぼ同様の回答内容となっている。地域包括ケアシステムについては高齢者をサポートしていく仕組みとして大きな期待感が寄せられる一方、人手不足の解消を含め解決すべき課題も多い。引き続き、道の対応状況に着目しつつ、安心の医療体制の構築に向けた諸課題に係る要請を継続したい。</p>	<p>【保健福祉部地域医療課・医務業務課】 ＜総合診療医・家庭医の育成＞</p> <p>○広域分散で医師が偏在する本道において、適切な医療サービスを効率的に提供するためには、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる、いわゆる家庭医の役割も持つ総合診療医の養成・確保が重要と考えています。</p> <p>○このため、道では、平成 28 年度から、総合診療医の育成を担う基幹施設等における指導体制の強化のため、指導医の養成に係る経費などを支援してきたほか、ガイドブックの作成・配布や特設サイトの設置などを通じて、道内の専門研修プログラムを道内外へ周知するとともに、関係学会との連携による医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に要する経費の支援など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>○道としては、引き続き、これらの取組を進めるとともに、地域住民を対象に総合診療に関する普及啓発を行う医療機関に支援するなどして、総合診療医の育成に努めてまいります。</p> <p>＜訪問看護師の育成・確保＞</p> <p>○道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや関係機関との連携も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。</p> <p>○また、訪問看護ステーション出向支援事業を実施し、病院看護職員による退院支援の取組の強化や、訪問看護ステーションの人材確保にも取り組んでいるところです。</p> <p>○更に、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅での療養生活を支える上で中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。</p>
② 地域医療構想の実現にむけて、地元自治体は公的病院などとの連携を強化する。また、感染症医療や災害時の医	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】</p> <p>○道では、人口構造や医療ニーズ変化を見据え、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、バランスの取れた医療を</p>	<p>■新型コロナウイルスの感染拡大は、道内医療資源の偏在や医療現場の人手不足等、地域医</p>	<p>【保健福祉部地域医療課】</p> <p>○将来にわたって地域に必要な医療を確保するためには、人口構造や医療ニーズの変化を見据え、急性期から回復期、慢性</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
療・救護の確保において中心的な役割を果たす公立・公的医療機関の安易な統廃合は行わないこと。	<p>効率的に提供する体制を構築していくため、医療機能の分化・連携について、各圏域における地域医療構想調整会議等の議論の場を設けるとともに、地域の現状・課題の共有や、「重点課題」の設定などを行いながら、意見交換を進めてきたところです。</p> <p>○道としては、感染拡大局面におけるこれまでの対応を踏まえつつ、重点支援区域や地域医療連携推進法人など、国の支援や各種制度等も活用するほか、地域の実情を十分に勘案し、関係者の方々のお話も丁寧に伺いながら、圏域全体に必要な医療を確保するという考えの下、議論を積み重ね、地域医療構想の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>○また、公立・公的医療機関については、道内の多くの地域において、地域の中核的な病院として大きな役割を担っていることから、引き続き、役割を踏まえた診療報酬の適切な見直しや財政措置の更なる充実を国に対して要望するとともに、地域において不足する病床機能へ転換するための施設整備等に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した支援等を行ってまいります。</p>	<p>療の問題点を浮き彫りにし、公立・公的医療機関の役割を再認識することになったものと考えます。地域医療構想の進展に際しては、安易な統廃合や病床削減につながらないように注視するとともに、今後も想定される感染症の爆発的な流行や大規模自然災害への対応を含め、安心して暮らし続けられる地域医療の構築に向けた要請対応を継続していきたい。</p>	<p>期、在宅医療に至るまで、バランスの取れた医療を効率的に提供する体制を構築することが重要であり、道では、地域の医師会等の関係団体や市町村、自治体病院などの皆様に構成する地域医療構想調整会議において、医療機能の分化・連携や再編などの「重点課題」を設定し、議論を進めてきたところです。</p> <p>○また、公立・公的医療機関は、地域に欠くことのできない救急、小児、周産期などの政策医療を担ってきたことに加え、今般の感染症への対応においては、各圏域の中核病院として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>○道としては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた国の議論も注視しつつ、今後とも、圏域ごとの調整会議の場を通じ、地域の関係者の皆様方から、丁寧にご意見を伺いながら、それぞれの地域の将来を見据え、公立・公的医療機関も含めた医療機能の分化・連携について、一層議論を深め、地域医療の確保に取り組んでまいります。</p>
③ 医療従事者の働き方改革を進めるためには、増員と多職種連携（タスクシフト）が重要となることから、医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化する。	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】</p> <p><医師確保対策></p> <p>○本道においては、地域における医師不足が極めて深刻な状況にあることから、令和2年3月に策定した医師確保計画に基づき、自治医科大学卒業医師の配置や、都市部の医療機関から医師確保の難しい地域の医療機関へ医師を派遣する取組とともに、ドクターバンク事業への支援や東京事務所に専任の職員を配置し、道外からの医師の招へい活動などを行ってきており、特に、修学資金制度を活用した地域枠医師については、平成28年度から地域での勤務を開始し、令和5年度は全道で108名となっているところです。</p> <p>○道としては、引き続き、地域枠制度など必要な見直しも行いつつ、実効性の高い医師確保対策を進めるほか、「北海道医療勤務環境改善支援センター」による専門的かつきめ細かな支援を通じて、医療機関における勤務環境の改善と医師の働き方改革の円滑な推進に取り組んでまいります。</p> <p><看護師確保対策></p>	<p>■医療従事者確保の課題に対して、道としての対策の現状と成果が回答で示された。2024年4月より医師に対する時間外労働の上限規制がスタートするなかで、医療従事者の働き方改革は、医療の質・安全につながる重要な取組みである。引き続き、医療人材を安定的に確保するための各種施策とあわせ、タスクシフト/シェアや医療従事者の業務見直し、勤務環境の改善を図る具体的取組みの実施に向けて、道としての役割発揮を求めたい。</p>	<p>【保健福祉部地域医療課・医務業務課】</p> <p><医師確保対策></p> <p>○道では、地域における医師不足が極めて深刻な状況にあることから、これまで、自治医科大学卒業医師の配置をはじめ、都市部の医療機関から医師確保の難しい地域の医療機関へ医師を派遣する取組とともに、ドクターバンク事業への支援や東京事務所に専任の職員を配置し、道外からの医師の招へい活動などを行ってきたほか、地域の医療機関で一定期間勤務を義務付ける地域枠制度（修学資金制度）の運営などに取り組んできたところであり、令和4年度は全道で85名が地域勤務に従事しているところです。</p> <p>○道としては、令和2年3月に策定した医師確保計画に基づき、医育大学に設置する地域医療支援センターからの医師派遣枠の拡充などに取り組んできたところであり、引き続き、医育大学、医師会、市町村などと連携を図りながら、効果的かつ実効性のある施策の推進に努めるほか、北海道医療勤務環境改善支援センターによる専門的かつ、きめ細かな支援を</p>

2024年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	<p>○道では、修学資金の貸付け、民間の看護師等養成所の整備・運営に対する支援、新人看護職員をはじめとした看護職員に対する研修への支援、院内保育施設への運営費補助のほか、離職した看護職員の届出制度を有効活用した再就業支援や地域応援ナースの派遣など、ナースセンター事業の充実にも取り組んできたところです。</p> <p>○道としては、引き続き、関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づく、「養成確保」、「就業定着」、「再就業促進」、「人材育成」等の対策を一層推進し、地域における看護職員の育成・確保に努めてまいります。</p> <p><リハビリ職員など></p> <p>○道では、地域において必要な理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職が確保できるよう、指導調査等の機会を通じて、養成施設の運営に対する助言などを行っております。</p>		<p>通じて、医療機関における勤務環境の改善と医師の働き方改革の円滑な推進に取り組んでまいります。</p> <p><看護師対策></p> <p>○道では、修学資金の貸付け、民間の看護師等養成所の整備・運営に対する支援、新人看護職員をはじめとした看護職員に対する研修への支援、院内保育施設への運営費補助のほか、離職した看護職員の届出制度を有効活用した再就業支援や地域応援ナースの派遣など、ナースセンター事業の充実にも取り組んできたところです。</p> <p>○道としては、引き続き、関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づく、「養成確保」、「就業定着」、「再就業促進」、「人材育成」等の対策を一層推進し、地域における看護職員の育成・確保に努めてまいります。</p> <p><リハビリ職員などの確保対策></p> <p>○道では、地域において必要な理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職が確保できるよう、指導調査等の機会を通じて、養成施設の運営に対する助言などを行っております。</p>
④ 地域の医療機関では新型コロナウイルス感染患者の入院受け入れ等の対応を継続しており、今後は相談窓口・初期対応も担うことから、地域医療において重要な役割を担う医療機関が事業継続できるよう財政支援を行う。	<p>【保健福祉部感染症対策局感染症対策課】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症について、国では、令和6年4月から通常の医療提供体制へ円滑に移行するため、幅広い医療機関での受入体制の構築を進めることとしており、道も、国の考えに基づき、引き続き、病床確保や院内の感染対策、設備整備などに対する支援を行いながら、幅広い医療機関での受入体制を進めることとしております。</p> <p>○また、道では、全国知事会を通じ、令和6年4月の診療報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対する診療・検査等における医療機関の負担等を適切に評価した見直しを行うとともに、病床や医療従事者数の増加、診療報酬の増額等により、入院医療提供体制の強化を図るよう国に要望しているところです。</p> <p>○加えて、今後の新興感染症等に備え、感染拡大時における医療提供体制を確保するため、国の責任において、平時からの医療機関への感染防止対策の支援のほか、有事の際の医療機関への空床補償・減収補填、診療報酬の加算措置など、今後</p>	<p>■新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行し、社会が平時に戻る中、立ち直れずに苦しい環境にある地域医療機関がある。地域医療の安定化には行政の理解と支援が必要であり、国への要望を含め、回答に示された道の対応を評価しつつ、引き続き、財政的支援を含む要請対応を継続していく。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	の医療機関の安定運営に向けた財政支援を行うよう、道単独で国に要望しているところです。		
⑤ 医療機関や介護・福祉施設でのクラスター防止のため、医療・介護・福祉施設で働くすべての従事者を対象に、新型コロナウイルス PCR 検査等を定期的に公費負担で実施する。	<p>【保健福祉部感染症対策局感染症対策課】</p> <p>○道では、医療機関や介護・福祉施設等への感染拡大を防止するため、PCR 検査よりも即時に結果が得られる抗原検査キットを配布し、これらの施設の従事者等に対する集中的な検査を継続して実施しているところです。</p> <p>直近では、8 月のお盆明けに実施しており、今後は、お正月明けの実施を予定しております。</p> <p>○また、次の感染症危機に向けても、発生時に集中検査に必要な検査キットを配付するとともに、速やかに財政措置を講じることや、施設等で実施可能な簡便な検体採取・検査方法について、早期に開発・提供するよう全国知事会を通じ国に要望しております。</p> <p>○今後とも、国の動向を踏まえながら、効果的な感染拡大防止対策に努めていく考えです。</p>	<p>■適宜、感染拡大の防止に向けた対応が図られているものと推察する。</p>	<p>【保健福祉部感染症対策課】</p> <p>○道では、国の基本的対処方針の下、高齢者など、重症化リスクの高い方々が入所されている高齢者施設や医療機関等における感染者の早期探知による集団感染防止対策の一環として、施設等の従事者を対象とした頻回検査の実施に取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、こうした頻回検査をはじめとする、集団感染防止に資する各般の取組を重層的に展開し、感染症への地域の対応力向上に努めてまいります。</p>
⑥ 保健行政を強化するため、保健師等の増員など保健所の体制・機能を強化し、地域保健衛生施策の拡充をはかる。	<p>【保健福祉部健康安全局地域保健課】</p> <p>○道では、その時々々の社会情勢に的確に対応できるよう、保健所の機能や組織体制について、見直しを進めてきているところであり、今般の新型コロナウイルス感染症対策では、保健師を増員したほか、保健所業務の効率化を行うなどの体制整備を図ったところです。</p> <p>○今後とも保健所が地域における健康危機管理の拠点として、その役割や機能を十分に発揮できるよう、保健師等専門職の確保や育成、機動的な業務執行体制の整備など、必要な検討を不断に進めてまいります。</p>	<p>■コロナ禍の教訓を踏まえ、感染拡大時に業務が逼迫した保健所の対応力強化は課題であり、道も共通の認識にあると判断する。</p> <p>緊急時の対応はもとより、平時からの体制づくりを計画的に進めていくことが必要であり、今後の道の対応を注視していきたい。</p>	<p>【保健福祉部健康安全局地域保健課(感染症対策局感染症対策課)】</p> <p>○道では、感染症や疫学に関する専門的な知識を有し、保健所における感染症対策の最前線で保健活動を行う保健師の確保が必要との考えの下、令和 4 年度組織機構改正においては、保健所の保健師を 19 名増員するなど、保健所体制の強化を図ったところです。</p> <p>○道としては、今後とも保健所が地域における健康危機管理の拠点として、その役割や機能を十分に発揮できるよう、保健師等専門職の確保や育成、機動的な業務執行体制の整備など、必要な検討を不断に進めてまいります。</p>
【介護分野】			
① 物価高騰対策支援の国の交付金等の緊急支援策や基金について、介護分野への予算増額の措置や財源確保、実施主体である地方公共団体での支援メニューを確実に実施する。	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○道では、公定価格により運営されている介護サービス事業所等については、物価高騰による経費の増大分をサービスの対価に転嫁できないことや、積雪寒冷といった本道の地域特性も踏まえ、継続的なサービスの提供に支障のないよう、臨時の介護報酬の改定を行い、早期に公定価格へ反映するよう、国に対し要望しているほか、電気料金の高騰分の経費を支援しているところです。</p>	<p>■高齢者福祉・介護施設等は、新型コロナウイルス感染拡大への対応で業務量および関連費用が増大したなか、今般の光熱費、食材料費等の物価高騰が事業運営に甚大な影響を及ぼしている。</p> <p>■道では、物価高騰の影響で諸経費が増加している道内介護サービス施設・事業所等の負担</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>○また、電気料金と同様に、原材料費の高騰が継続している状況にあることから、追加された重点支援地方交付金を活用し、食事を提供している社会福祉施設の食材料費高騰分の負担軽減を図るため、緊急的な支援として所用の予算を措置し、令和5年第4回道議会定例会で議決されたところです。</p> <p>○道としては、引き続き、物価高騰による経費の増大分を公定価格に適切に反映するよう国に要望するとともに、道民の皆様の命と暮らしを支える上で重要な基盤である介護サービスが物価高騰の影響を受ける中においても安定して提供されるよう、取り組んでまいります。</p>	<p>軽減を図るため、支援金の支給、国への要望を行っていくと回答で示されており、安定した介護サービスの提供に向けて、その取組みは評価することができる。</p>	
② 利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点からも、要介護1・2に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討にあたっては、サービスの低下を招く見直しとならないようにする。	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○高齢者の利用ニーズ増加に対応した支援の充実が求められる中、要介護者や御家族を支えるサービスのあり方については利用者の視点に立って、慎重に議論されるべきと考えております。</p> <p>○道としては、介護保険サービスを必要とする方々が適切にサービスを受けることができるよう、国の検討状況を注視しながら、必要に応じて国に働きかけてまいります。</p>	<p>■地域支援事業に移行した場合、介護費の抑制、現役世代の保険料負担の軽減が図られる一方、市区町村によってサービスの質やレベルが変わり、軽度の利用者の自立が遠のいたり、安全な生活を危険にさらすことも考えられる。また、介護事業所の運営に影響することも予想されるため、慎重に議論すべきとの道の回答に理解を示すと共に、今後の動向を注視していきたい。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)
③ 地域支援事業（総合事業）では、利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業の事業費上限を緩和し、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し継続性のある事業を実施する。	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業におけるサービス価格については、令和2年10月の介護保険法施行規則の一部改正により、国が定める額を勘案し、市町村において単価設定ができるよう見直しが行われ、令和3年4月1日から施行されたところです。</p> <p>○道としては、今後ともサービス利用者と提供者、双方の視点に立って、総合事業が適切に運営されるよう市町村を支援するとともに、国に対し必要な予算を十分に確保するよう要望してまいります。</p>	<p>■前年と同一の回答である。総合事業の適切な運営に向けて、市町村への支援と国への要望の継続を求めたい。</p>	<p>【保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課】</p> <p>○総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業におけるサービス価格については、令和2年10月の介護保険法施行規則の一部改正により、国が定める額を勘案し、市町村において単価設定ができるよう見直しが行われ、令和3年4月1日から施行されたところです。</p> <p>○道としては、今後ともサービス利用者と提供者、双方の視点に立って、総合事業が適切に運営されるよう市町村を支援するとともに、国に対し必要な予算を十分に確保するよう要望してまいります。</p>
④ 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、地域医療介護総合確保基金の活用によりさらなる処遇改善、介護職のやりがい・魅力の発信・周知などの施策強化を図る。	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成21年の交付金に始まり、平成24年に介護報酬に組み込まれて以降も数次に渡り見直しが行われ、令和元年からは特定処遇改善加算の制度が創設されました。さらに令和4年2月からは給</p>	<p>■政府の総合経済対策に介護職の賃上げが盛り込まれる等、賃金の低さ等から介護人材の流出は深刻であり、人材の確保が喫緊の課題となっている。道としても、介護従事者の処遇</p>	<p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p> <p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成21年の交付金に始まり、平成24年に介護報酬に組み込まれて以降も数度の見直しが行われ、令和元年からは特定処遇改善加算の制度が創設されました。さらに本年度は給与の3%程度の</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	<p>与の 3%程度のベースアップを目指す新たな交付金制度が導入され、10 月から介護報酬に組み込まれたところです。</p> <p>なお、令和 6 年度介護報酬改定において、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所で活用されるよう、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた加算制度の一本化について検討が進められており、制度の趣旨などについて適時適切に事業所等への周知に努めていきます。</p> <p>○道では、介護の仕事にやりがいと誇りを持って取り組んでいただけるよう、介護の魅力を伝える様々な普及啓発を行うとともに、学齢期などの早い段階から介護に興味を持ってもらうため、小・中・高校等に福祉教育アドバイザーを派遣し、介護や福祉に関する体験授業を実施しているところです。</p> <p>○道としては、今後とも、介護従事者の確保に努めるとともに、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実や、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善図られるよう引き続き国に要望してまいります。</p>	<p>改善の必要性を認識したうえで国に対し要望する旨の回答がされている。</p> <p>■引き続き、介護従事者の確保と介護従事者等に対する更なる処遇改善に向けた対応を進めていくことを求めたい。</p>	<p>ベースアップを目指す新たな交付金制度が導入され、10 月から介護報酬に組み込まれたところです。</p> <p>なお、特定処遇改善加算と本年度のベースアップ加算は介護職以外への配分も事業所の判断で認められており、制度の趣旨について集団指導等の場を通じた事業所周知に努めていきます。</p> <p>また、本年度実施しているベースアップの取組については介護保険が適用にならない老人施設で働く介護従事者についても同様の効果が得られるよう、軽費老人ホームについては道が実施している運営費補助において措置を講じたところであり、養護老人ホームについては所管する市町村に対し対応を促す文書を通じたところです。</p> <p>○道としては介護従事者の確保に向け、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実や、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善について引き続き国に要望してまいります。</p>
<p>⑤ 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組む NPO や市民団体等に対する支援を拡大する。また、「SOS ネットワーク」など徘徊認知症高齢者の早期発見・保護を目的とする取組みの更なる普及に努める。</p>	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○道では、地域で認知症の人と家族を支援し、見守り体制を構築するため、認知症サポーターを養成するとともに、その活動を促進しているところです。</p> <p>○また、認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、市町村が配置している「認知症地域支援推進員」に対する研修を実施し、その活動の充実に努めているほか、ボランティア等による見守りのための訪問などを行う市町村の「認知症高齢者見守り事業」に対する助成を実施しています。</p> <p>○認知症により行方不明となった方への対応については、住民の協力を得ることで早期発見・保護を図る仕組みである「SOS ネットワーク」が道内各地で運用され、約 150 のネットワークが全市町村をカバーしている状況であり、引き続き、構成機関の拡充を図るなど、見守り機能の強化について働きかけを行ってきたところです。</p> <p>○これらの取組を通じて、今後とも、本人や家族への包括的・継続的支援を実施する体制の充実に努めてまいります。</p>	<p>■前年と同一の回答である。「SOS ネットワーク」が道内各地で運用され全市町村をカバーする状況にあり、道における認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク構築に関する取組みは評価できるものと判断する。</p>	<p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p> <p>○道では、地域で認知症の人と家族を支援し、見守り体制を構築するため、認知症サポーターを養成するとともに、その活動を促進しているところです。</p> <p>○また、認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、市町村が配置している「認知症地域支援推進員」に対する研修を実施し、その活動の充実に努めているほか、ボランティア等による見守りのための訪問などを行う市町村の「認知症高齢者見守り事業」に対する助成を実施しています。</p> <p>○認知症により行方不明となった方への対応については、住民の協力を得ることで早期発見・保護を図る仕組みである「SOS ネットワーク」を道内各地で運用し、140 のネットワークが全市町村をカバーしている状況であり、引き続き、構成機関の拡充を図るなど、見守り機能の強化について働きかけを行ってきたところです。</p> <p>○これらの取組を通じて、今後とも、本人や家族への包括的・継続的支援を実施する体制の充実に努めてまいります。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
⑥ 成年後見人制度及び市民後見人制度について、市民後見人の養成活動を継続するなど、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を行う。	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課・高齢者保健福祉課】</p> <p>○道では、認知症高齢者等の権利を擁護するため、「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において、市民後見人を令和5年度までに4,400人養成することを目標に、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修等に対する助成を実施しております。</p> <p>令和4年度には278人が市民後見人養成研修を修了し、累計で4,204人が養成されたところです。</p> <p>○また、担い手を確保・育成するための方針を策定するほか、市町村の中核機関の設置や運営に係る助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村等の職員向けの研修会を開催するなど、市町村の取組を支援します。</p>	<p>■第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の目標達成に向けて、道における市民後見人養成に係る実践状況は評価することができる。引き続き、後見人の確保・育成、制度利用の周知に向けた取組の継続を期待したい。</p>	<p>【保健福祉部障がい者保健福祉課・高齢者保健福祉課】</p> <p>○道では、認知症高齢者等の権利を擁護するため、「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において、市民後見人を令和5年度までに4,400人養成することを目標に、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修等に対する助成を実施しております。</p> <p>令和3年度には498人が市民後見人養成研修を修了し、累計で4,141人が養成されたところです。</p> <p>○また、市町村と連携して制度の意義を幅広く周知するとともに、後見実施機関の設立や運営に係る助成や助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村向けの研修会を開催するなど、市町村の取組を支援するとともに、担い手を確保・育成するための方針を策定していきます。</p>
⑦ 市町村において、家族介護を行う介護者(ケアラーや18歳未満のいわゆるヤングケアラー)が孤立しないよう、経済的な問題、身体的・精神的負担、就労などの困り事や介護者のレスパイトケア、遠距離介護による仕事と介護の両立などに関し、介護者に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。また、「北海道ケアラー支援条例」に基づき、ヤングケアラーの支援に向けた相談の場の増設や制度の拡充、ケアラーの早期発見、それら周知に向けた啓発活動などを関係団体とも連携し対策を強化する。	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</p> <p>○ヤングケアラーについては、本人に自覚がなく、相談する経験や機会がない場合が多いことから、周囲の気づきによる早期発見や身近な場所での相談対応などが大切であると認識しており、北海道ケアラー支援条例では、普及啓発の促進、早期発見や相談の場の確保、住民が一体となり支援する地域づくりを基本的な施策として掲げているところです。</p> <p>○現在、道としては、本条例の趣旨を踏まえ、道教委を含めた庁内関係部局との連携のもと、ポスター、リーフレット等の啓発資材の配布や電子ハンドブックのホームページへの掲載、SNSによる啓発動画等の発信、専門相談窓口の設置、学校と市町村等との調整役となるコーディネーターの配置のほか、道教委においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣拡充、連絡協議会の設置など各般の施策に取り組んでいるところです。</p> <p>これらの取組のほか、引き続き、本条例の趣旨を踏まえ、市町村に対し相談窓口をはじめとした地域における支援体制の構築を促していくとともに、市町村が実施する施策に対し、必要な助言や支援を行うこととしており、全てのヤングケアラーとその家族が孤立することなく希望を持って生活を送ることができるよう取り組んでまいります。</p>	<p>■道では、北海道ケアラー支援条例の制定や条例趣旨を踏まえた啓発活動、相談窓口の設置等、適切な支援へと繋げられる体制作りが進められているが、支援ニーズも複雑化してきており、介護者とその家族の複合的な課題に対応していくことが求められている。また、ヤングケアラーについては、社会問題として取り上げられる機会が増え、近年急速に認知度が上がっており、政府はヤングケアラーを国や自治体の支援対象と位置付けることでその対応を強化する制度改正を進めている。今後の動向に注視しつつ、必要な要請を継続していきたい。</p>	<p>【保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課】</p> <p>○道が実施した実態調査の結果では、ケアラー自身が健康面に不安を抱え、頼りにできる相談相手や窓口を必要とし、周囲の理解や精神的な支えを求めているとの回答が多数認められたところです。</p> <p>○道では、令和4年に制定した北海道ケアラー支援条例のもと、全てのケアラーとご家族等が孤立することなく安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、相談しやすい環境づくりや相談窓口の明確化、関係機関の適切な連携を図るとともに、ケアラー支援を担う市町村職員等への研修を実施するなど、相談支援体制の充実強化に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p> <p>○ヤングケアラーについては、本人に自覚がなく、相談する経験や機会がない場合が多いことから、周囲の気づきによる早期発見や身近な場所での相談対応などが大切であると認識しており、この度制定した条例では、普及啓発の促進、早期発見や相談の場の確保、住民が一体となり支援する地域づくりを基本的な施策として掲げているところです。</p> <p>○現在、道としては、本条例の趣旨を踏まえ、道教委を含めた庁内関係部局との連携のもと、ポスター、リーフレット等の啓発資材の配布や、専門相談窓口の設置、学校と市町村等と</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
			<p>の調整役となるコーディネーターの配置のほか、道教委においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣拡充、連絡協議会の設置など各般の施策に取り組んでいるところです。</p> <p>今後は、これらの取組のほか、本条例の趣旨を踏まえ、市町村に対し相談窓口をはじめとした地域における支援体制の構築を促していくとともに、市町村が実施する施策に対し、必要な助言や支援を行うこととしており、全てのヤングケアラーとその家族が孤立することなく希望を持って生活を送ることができるよう取り組んでまいります。</p>
<p>⑧ 地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進する。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化する。</p>	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○高齢化の進展による一人暮らし高齢者や夫婦のみ高齢世帯の増加などの課題に対応するため、地域包括ケアシステムの構築に中心的役割を果たす地域包括支援センターには、安定的な運営はもとより、一層の機能強化が求められています。</p> <p>○道では、地域包括支援センター職員の資質向上を目的として、職員に対する研修やセンター間の連携を図るための意見交換会等を実施しており、今後とも、センターの機能充実にに向けた取組を継続して実施するほか、地域包括ケアの着実な推進のため、国に対し、センターの業務量に見合った人員配置等を行うための必要な予算を十分に確保するよう、引き続き要望してまいります。</p>	<p>■前年と同一回答であり、引き続き、道として地域包括支援センターの機能強化を図る各種対策の実践や財政措置の確保に向けた要望等を求めたい。</p>	<p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p> <p>○高齢化の進展による一人暮らし高齢者や夫婦のみ高齢世帯の増加などの課題に対応するため、地域包括ケアシステムの構築に中心的役割を果たす地域包括支援センターには、安定的な運営はもとより、一層の機能強化が求められています。</p> <p>○道では、地域包括支援センター職員の資質向上を目的として、職員に対する研修やセンター間の連携を図るための意見交換会等を実施しており、今後とも、センターの機能充実にに向けた取組を継続して実施するほか、地域包括ケアの着実な推進のため、国に対し、センターの業務量に見合った人員配置等を行うための必要な予算を十分に確保するよう、引き続き要望してまいります。</p>
7. 暮らしの安全・安心の確保			
(1) LP ガスの問題			
<p>賃貸集合住宅のLP ガス料金に、エアコンなどガスとは無関係の設備費を上乗せする慣行が業界で続いており、消費者へのしわ寄せが問題視されている。北海道は、総務省北海道管区行政評価局に対して改善措置を回答したが、依然として、消費者が望むレベルでのLP ガス販売取引の透明化が進んでいない実態にある。</p> <p>そのような中、2023 年 7 月の経済産業省資源エネルギー庁の液化石油ガス流通ワーキンググループにおいて、LP ガスをめぐる商慣行是正に向けた対応方針と実効性確保の方策や、料金透明化のための新たな省令改正の方向性が議論されており、道においても、この間の実態把握や立入検査といった保安中心の検査体制に加え、液石法改正議論の趣旨を踏</p>	<p>【経済部資源エネルギー局資源エネルギー課】</p> <p>○道では、液化石油ガス販売事業者に対し、液石法令及び取引適正化ガイドラインの遵守について、「液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査を実施しており、違反等があった事業者には指導等を行い、速やかに是正対策を講じています。</p> <p>また、立入検査の結果については、振興局を通じ、立入検査や事業者が出席する保安講習回答の場で、同様の違反が繰り返されないよう、周知を図るとともに法令遵守を指導しています。</p> <p>○現在、国の「液化石油ガス流通ワーキンググループ」において、商慣行の是正に向けた検討が行われているものと承知し</p>	<p>■立入検査の実施、違反があった事業者への指導・是正等は前年同一の回答であり、一定の対策が講じられていると判断するものの、消費者が望むレベルでの販売取引の透明化が進んでいるとは考えられない。</p> <p>■引き続き、要請元団体とも連携のうえ、現在行われている国の商慣行是正に向けた検討の進捗状況を確認しながら、道に対して、従前以上の対策の実施と態勢の強化を要請していきたい。</p>	<p>【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p> <p>○道では、液化石油ガス販売事業者に対し、液石法令及び取引適正化ガイドラインの遵守について、「液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査を実施しており、違反等があった事業者には指導等を行い、速やかに是正対策を講じています。</p> <p>また、立入検査の結果については、振興局を通じ、立入検査や事業者が出席する保安講習会等の場で、同様の違反が繰り返されないよう、周知を図るとともに法令遵守を指導しています。</p> <p>○無償配管・無償貸与トラブルについても、事業者団体と連携し事業者に対する周知・啓発を行います。</p>

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>また従前以上の対策の実施と態勢の強化をはかっていくこと。</p>	<p>ており、国の検討状況を注視しながら適切に対応してまいります。</p>		<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○北海道では、道が毎月発行しているメールマガジン「消費者ほっとメール」で、賃貸集合住宅への入居を検討している方々に対して、間取りや築年数などとともに、LP ガス料金も調べるよう啓発を行っています。</p> <p>○北海道といたしましては、引き続き、関係機関との連携を図るとともに、様々なメディアを活用し、本件に係る消費者への啓発に努めてまいります。</p>
<p>(2) SS 過疎地問題</p> <p>過疎化と高齢化が進む道内の市町村において、公共交通機関の乏しい地域での自家用車への給油や移動手段を持たない高齢者への冬場の灯油配送などに支障を来すとといった、いわゆる「SS 過疎地問題」の顕在化が懸念されている。</p> <p>道内では、居住地から最寄り SS までの道路距離が 15km 以上のエリアが所在している市町村が 75 市町村確認され、内 SS 過疎地が 65 市町村(SS 過疎地ハンドブックより)を占める深刻な事態にある。今後、物流の 2024 年問題や道内人口減少の問題が現実化していくなかで、道として、事業者・当該市町村と連携し対処していかねばならない課題であり、国への働きかけは勿論のこと、速やかに振興局単位での調査・分析を行い、建設的な方途を見出すための主体的な取り組みを要請する。</p>	<p>【経済部資源エネルギー局資源エネルギー課】</p> <p>○道としては、国に対し、特に災害時や冬期間のガソリン・灯油の供給は地域住民の生命に関わる問題であることから、地域のサービスステーションの減少に歯止めをかけ、持続的な石油製品の安定供給を確保するための支援を一層拡充するよう要望してきており、引き続き国に対して求めてまいります。</p> <p>○また、SS 事業者が地域で安定的に石油製品を供給できるよう、国に対し、SS 事業者の受注機会の確保について要望しているほか、道としても、北海道石油業協同組合連合会と締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の実効性を確保するため、引き続き、庁内各部局の調達担当者に対し防災協定締結先の中小企業者の受注機会の確保を呼びかけるなどの取組を行ってまいります。</p>	<p>■「SS 過疎地」は、人口減少と高齢化が進む厳寒地北海道において極めて深刻な問題となり得る。道の回答からは、前年の回答趣旨同様、問題解決に向けた積極的姿勢が窺われない。解決に向けた建設的な方途を見出すための道としての主体的な役割発揮を求める要請を継続していく必要があると判断する。</p>	<p>【経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課】</p> <p>○道としては、国に対し、特に災害時や冬期間のガソリン・灯油の供給は地域住民の生命に関わる問題であることから、地域のサービスステーションの減少に歯止めをかけ、持続的な石油製品の安定供給を確保するための支援を一層拡充するよう要望してきており、引き続き国に対して求めてまいります。</p> <p>○また、道として、北海道石油業協同組合連合会と締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の実効性を確保するとともに、SS 事業者が地域で安定的に石油製品を供給できるよう、庁内各部局の調達担当者に対し防災協定締結先の中小企業者の受注機会の確保を呼びかけたほか、国に対しても、SS 事業者の受注機会の確保について要望しています。</p>
<p>(3) 「福祉灯油制度」の拡充</p> <p>政府が実施している燃料油価格激変緩和措置の終了や不安定なウクライナ情勢、円安ドル高などから灯油価格は今後も高止まりが続く可能性がある。燃料費をはじめとする冬期間の増嵩経費に対して経済的支援を行う市町村に対して交付する「地域づくり総合交付金」について、道内 35 市町村で活用されていない実績にあることから、道に対して次の点を要請する。</p> <p>① 市町村が積極的に「福祉灯油制度」などの助成増額や対象拡大など特段の支援を行えるよう、「地域づくり総合交付金」等による予算措置を図るとともに、国に対しても財政措置の要請を強く行う。</p>	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○道では、冬期の暖房燃料費は、特に所得の低い高齢者世帯などの家計への負担が大きいものと考えており、今般の灯油価格高騰を踏まえて、市町村が行ういわゆる「福祉灯油事業」へ助成する「地域づくり総合交付金」の基準額を令和 3 年度と令和 4 年度に引き続き、特例措置として 1.5 倍に引き上げることとしたところであり、より多くの市町村において、福祉灯油事業が実施されるよう、改めて制度の周知について徹底するなど働きかけを行い、生活に困窮する方々の支援の充実に取り組んでまいります。</p>	<p>■「福祉灯油制度」の拡充については、灯油価格の高騰を踏まえた助成の引き上げ等、経済的困窮者支援に向けた道の対策が実施されているものと判断する。</p> <p>■道に対しては、「福祉灯油制度」実施自治体の制度拡充につながる財政支援や国に対する恒常的財政措置の要望、制度未実施市町村に対する働きかけ（制度化促進の指導・支援）等の継続的な対応を要望していきたい。</p>	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○道では、冬期の暖房燃料費は、特に所得の低い高齢者世帯などの家計への負担が大きいものと考えており、今般の灯油価格高騰を踏まえて、市町村が行う、いわゆる「福祉灯油事業」へ助成する「地域づくり総合交付金」の基準額を令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度も特例措置として 1.5 倍に引き上げることとしたところであり、より多くの市町村において、福祉灯油事業が実施されるよう、改めて制度の周知について徹底するなど、働きかけを行い、生活に困窮する方々の支援の充実に取り組んでまいります。</p>

2024年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
② 「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、周知の徹底、制度化の促進に向けた指導を強化する。	○また、道としては、灯油価格の高止まりが続いていることから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する助成に恒常的な財源措置を講じることについて、これまでも東北6県とともに要望してきたところであり、今後も機会をとらえて引き続き、国に対して要望してまいります。		○また、道としては、灯油価格が高騰した状態が続いていることから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する助成について恒常的な財源措置を講じるよう、これまでも東北7県とともに要望してきたところであり、今後も機会をとらえて引き続き、国に対して要望してまいります。
(4) 北海道の物価対策 原材料価格や物流費の高騰を受け、食品やサービス、電気・ガスなど幅広い分野で値上げの動きが広がっている。2023年6月の北海道の消費者物価指数は106.7と前年同月比3.7ポイント上昇している一方で、実質賃金は減少しており、物価高に賃金の伸びが追いつかない状況にある。今後、政府が講じる燃料油価格や電気、ガスの価格高騰を抑制するための激変緩和措置が終了し、更なる道民の家計負担の増大が懸念される状況にあることから、コロナ禍および物価高騰の影響を受ける中小企業や、とりわけ経済的困窮をともなう高齢世帯、一人親世帯、障がい者のいる世帯の家庭エネルギー関連費用に対し、配慮軽減対策のための予算措置等を講じる。	<p>【経済部経済企画局経済企画課】</p> <p>○道では、本年5月に「価格高騰等経済対策」を策定し、各般の施策に取り組んできましたが、エネルギー等の価格高騰は長期化しており、道民生活や事業者の経営環境は今後も厳しさが続くことが懸念されます。</p> <p>○国は、本年11月に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」をとりまとめ、住民税非課税世帯等の低所得世帯に対する給付金の追加やガソリンなどの燃料油や電気・ガスの料金引き下げを行う激変緩和措置の延長を行うこととしています。</p> <p>○道としても、こうした国の対策を踏まえ、本年12月に「価格高騰等経済対策」を改定して、合計145.2億円の関連予算を追加し、国の支援の対象とならない特別高圧を使用する中小企業等やLPガスを利用する方々の負担軽減を行うとともに、子育て世帯にお米や牛乳の商品券等を給付するなど、各般の施策の迅速な執行に取り組んでいるところです。</p> <p>○今後とも、道内経済への影響を把握しながら、適切に対応してまいります。</p>	<p>■広範囲にわたる物価の上昇が、道民の生活に大きな影響を及ぼしている。道は長引く物価高騰を受け、エネルギー価格高騰の影響の深刻化が予想される冬に向けて、追加の経済対策を実施している。政府の物価高騰に対応した施策とあわせて、自治体主体の取組みをスピード感をもって進めていることを評価する。</p> <p>■一方、今後も物価の上昇が続くことにより生活に行き詰る心配がある方々もいる。特に高齢世帯や一人親世帯など、弱い立場の人たちには政府・自治体の支援を強化することが欠かせないと考えます。引き続き、要請元加盟団体とも意見交換した上、必要な要請を継続していきたい。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○北海道では、灯油やLPガスといった家庭用エネルギーをはじめ、道民生活に関連性の高い商品及び役務を選定（49品目）し、道内各地の300名の消費生活モニターが、それら商品等の価格や需給動向の調査を行い、その集計結果を毎月公表しています。</p> <p>家庭用エネルギー料金等の大きな変動は消費生活に影響を及ぼすことから、今後も引き続き価格動向等の調査を実施し、広く情報提供してまいります。</p> <p>【環境生活部消費者安全課・保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○道では、コロナ禍における物価高騰による、低所得の高齢者や障がい者世帯など、特に厳しい状況にある方々などの生活への影響を緩和するため、今般の灯油価格高騰を踏まえて、市町村が行う、いわゆる「福祉灯油事業」へ助成する「地域づくり総合交付金」の基準額を令和3年度に引き続き、令和4年度も特例措置として1.5倍に引き上げることとしたところであり、より多くの市町村において、福祉灯油事業が実施されるよう、改めて制度の周知について徹底するなど、働きかけを行い、生活に困窮する方々の支援の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○また、道としては、灯油価格が高騰した状態が続いていることから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する助成について恒常的な財源措置を講じるよう、これまでも東北7県とともに要望してきたところであり、今後も機会をとらえて引き続き、国に対して要望してまいります。</p>
8. その他			
(1) 「北海道労働資料センター」の将来展望（今後の在り方）			

2024 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>北海道労働資料センターについて、2009 年度から資料の寄贈受入れ及び定期刊行物の購入を中止し、今日を迎えている現況は、開設の目的『道内の労働運動や労働行政の歴史をしるす貴重な図書や資料の散逸を防ぐとともに、最新の労働情報の提供』が失われつつある。開設 30 周年という歴史的な大きな節目に、北海道を築いてきた労働者に学び、未来を切り拓くための貴重な存在であるべき北海道労働資料センターの社会的な役割について真剣な議論を求めたい。</p> <p>については、現在、唯一の情報交換の場である「北海道労働資料センター運営委員会」を定期的に開催し、同資料センターが抱える問題点と今後のあり方（役割と管理運営など）に対する積極的な議論と検討を要請する。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○労働資料の収集については、平成 20 年（2008 年）6 月に設置した「あり方検討会」において、設立当初の整備目標である 3 万点を達成したこと、また、移転先の面積も縮小されることから、新たな資料の収集は平成 20 年度をもって終了することが決定され、平成 21 年 3 月の運営協議会で了承されているものと認識しています。</p> <p>○センターの社会的役割は十分理解しておりますが、実態に即した運営が必要と考えます。</p> <p>利用者は減少傾向にあり、労働問題を研究している大学教授や学生等に限定されており、リピーターが多い状況となっています。</p> <p>（R4 利用者数：延べ人数 17 名、実人数 9 名）</p> <p>○昨年の議会議論（R4 決特）において、センターの今後の管理運営については、運営体制と資料の管理をしっかりと分けて考え、前者については現行体制で一定の役割を果たしており、後者については運営協議会においてあり方等について検討する旨答弁し、ご理解をいただいたところ。</p> <p>○運営協議会につきましては、毎年定期的に開催し、定例的な議題に加え、今後のセンターのあり方などを構成員の方々と協議しています。</p> <p>令和 5 年 3 月の運営協議会において、資料の管理について、現在センターが入居しているビルの老朽化を踏まえ、次善の策として、管理体制が整備されている道立図書館への移管可能性の調査や、労働法の研究を行っているゼミを有している道内大学など新たな受入候補先の開拓について提案したところ、時期尚早とされました。</p> <p>資料の管理については、今後も引き続き運営協議会で協議してまいります。</p>	<p>■現状下での運営体制（オンデマンド方式：利用者から要望のある都度対応）に一定の理解は示すものの、現在の状況が当センターの役割を十分に発揮しているとは考えられない。</p> <p>関係団体とも連携の上、道内の労働運動や労働行政に関わる貴重な資料の散逸防止、最新の労働情報の収集といったセンター開設の目的を失うことなく、今後の対応を検討していきたい。</p> <p>■なお、道の回答では、資料管理のあり方について、道、道経連、本協議会および本協議会加盟団体である道労文協の 4 者で構成される「運営協議会」で協議していくとのことであるが、移管ありきではなく新たな視点からの対応も考慮しながら、運営協議会における積極的な議論を求めたい。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○労働情報の収集、提供及び利用者に対するレファレンスにつきましては、利用者の希望に応じて、労働資料の検索やレファレンスサービスを提供するとともに、コロナ禍に応じた貸出期間の延長など、利用者に対し丁寧な対応を行っております。</p> <p>○管理運営につきましては、貴重な資料の保存はもとより、散逸や亡失を防ぐため、北海道経済連合会、北海道労働者福祉協議会、北海道労働文化協会及び道で構成する「北海道労働資料センター運営協議会」において、資料のあり方等について検討してまいります。</p>